

平成27年 8 月28日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成 2 8 年 美里町議会全員協議会

平成 2 7 年 8 月 2 8 日 (金曜日)

出席議員 (1 5 名)

1 番	千 葉 一 男 君	2 番	福 田 淑 子 君
3 番	藤 田 洋 一 君	4 番	柳 田 政 喜 君
6 番	櫻 井 功 紀 君	7 番	大 橋 昭太郎 君
8 番	我 妻 薫 君	9 番	鈴 木 宏 通 君
1 0 番	橋 本 四 郎 君	1 1 番	吉 田 二 郎 君
1 2 番	山 岸 三 男 君	1 3 番	佐 野 善 弘 君
1 4 番	前 原 吉 宏 君	1 5 番	平 吹 俊 雄 君
1 6 番	吉 田 眞 悦 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	佐々木 守 君
総 務 課 長	伊 勢 聡 君
防 災 管 財 課 長	櫻 井 英 治 君
防 災 管 財 課 課 長 補 佐	堀 田 幸 喜 君
企 画 財 政 課 長	須 田 政 好 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 淳 一 君
産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長	小 林 誠 樹 君
産業振興課主幹兼商工観光室長	阿 部 伸 二 君
産業振興課産業活性化推進係長	川 名 秀 明 君
水 道 事 業 所 長	早 坂 由紀夫 君
水 道 事 業 所 参 事	佐 藤 孝 裕 君

水道事業所次長 齊藤くみ子 君

水道事業所原浄水係長 佐々木 聡 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉 君

事務局次長 佐藤俊幸 君

議事日程

平成27年8月28日(金曜日) 午前9時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項

1) 権利を放棄することについて

2) 美里町コールセンター人材育成事業について

3) 美里町産業活性化施策討議要綱及び美里町産業活性化拠点施設について

4) 水道事業会計補正予算債務負担行為の追加について

5) 水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

6) 水道事業財政計画の見直しについて

第4 その他

第5 閉 会

午前 9 時 3 0 分 開会

- 事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。
議長、お願いいたします。

- 議長（吉田眞悦君） 皆さん、おはようございます。大変御苦労さまでございます。大分暑さのほうも和らいだといえますか、あの暑さはどこに行ったんだというぐらい朝晩大分涼しくなりまして、本当に風邪など引かぬように体調のほうの管理をよろしくお願いしたいと思います。

9 月定例議会、きのう議会運営委員会を開いていただきまして、それで 9 月 1 日から 24 までの日程ということで行われます。もうすぐでございます。それに先立ちましての全員協議会ということでございますので、機敏にできるように皆様方の御協力方よろしくお願い申し上げながら開会の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項 6 点ほどということであります。なお、本日の全員協議会に福田淑子議員ちょっと検査のためということで病院に行っておりますのできょうは欠席という通知届いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず協議に入る前に、第 1 点目の関係でありますけれども、権利を放棄することについてということで、この件につきましては個人情報そのものでございます。よって、この件のみ秘密会というふうに取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

大変恐縮でございますが、傍聴の方々、この件のみちょっと退席していただいて、あとこの件終わりましたら（「議長、名前言わなきゃいいのであって」の声あり）説明も出ますから、説明も当然あるわけですから秘密会にいたしますので、傍聴の方申しわけありませんけれどもこの件のみ、あと終わりましたら連絡してまた入室をお願いしますので、その件よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

済みません、ちょっとの間休憩をいたします。

午前 9 時 3 2 分 休憩

午前 9 時 3 2 分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

それでは、まず最初に町長のほうから挨拶も兼ねてということでお願いいたします。

- 町長（相澤清一君） どうもおはようございます。

本日は、議長のお取り計らいによりまして、議会全員協議会を開催していただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

9月議会早々に始まるわけでございますけれども、そういう中で大変お忙しい中全員協議会開催していただきました。本当に感謝を申し上げます。

また、このたびの全員協議会開催に当たりまして、ただいま訂正をかけましたけれども、急な資料の差し替え及び訂正がありましたことを深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は権利を放棄することについて、2点目は、美里町コールセンター人材育成事業について、3点目は、美里町産業活性化施策討議要綱及び美里町産業活性化拠点施設について、4点目は、水道事業会計補正予算債務負担行為の追加について、5点目は、水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、6点目は、水道事業財政計画の見直しについてでございます。

初めに、権利を放棄することについて御説明を申し上げます。

9月議会定例会において権利を放棄することについて提案いたしておりますが、町営住宅使用料及び賃料相当損害金、町営住宅に係る建物明け渡し等請求訴訟に要した費用、町営住宅明け渡しに係る強制執行に要した費用について、生活困窮などの理由により回収不能となった債権を放棄することにつきまして御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の美里町コールセンター人材育成事業について御説明申し上げます。

美里町コールセンター人材育成事業については、これまで9回にわたり、全員協議会において経過、御報告申し上げたところでございますが、その後の経過につきまして御説明申し上げるものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の美里町産業活性化施策討議要綱及び美里町産業活性化拠点施設について御説明申し上げます。

美里町産業活性化施策討議要綱につきましては、美里町の産業振興を考える上での視点、論点を整理したものであり、町の基本的な考え方や方向性を示したものでございます。美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る検討資料として、また美里町産業活性化拠点施設整備基本計画策定に係る検討資料として活用するものであります。また、現在策定作業を進めております美里町産業活性化拠点施設整備基本計画の進捗状況につきましても、あわせて御説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど産業振興課長から御説明申し上げます。

次に、4点目の水道事業会計補正予算債務負担行為の追加について御説明を申し上げます。

水道事業については、これまでも業務の委託化を進め、浄水場等運転管理業務、水道メーター検針業務、漏水調査業務、水道メーター交換業務などについて民間事業者へ委託をしてきたところでございます。これまでこれらの業務は個別に委託しておりましたが、さらに事務事業の効率化及びトータルコストの削減を図るため施設全般の維持管理を含めた浄水場等運転管理業務及びメーター検針と交換、有収率向上対策業務の大きく2つの業務にまとめて委託をしたことから、9月定例会において2点の債務負担行為を提案いたしております。

なお、詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、5点目の美里町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業は毎事業年度に生じている利益の処分について議会の議決を得て行われなければならないことから、9月議会定例会において提案をいたしております。

なお、詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

最後に、美里町水道事業財政計画の見直しについて御説明申し上げます。

美里町水道事業財政計画は、経営基盤の強化及び経営の安定化を目指して昭和32年度を目標年度として計画を策定しております。この財政計画は必要に応じて計画の見直しを行うこととしており、今回事業の内容及び実施年度に変更があったことから見直しを行ったものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

議員の皆様へ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（吉田眞悦君） 平成32年です。昭和でなく。
- 町長（相澤清一君） 失礼しました。平成32年度を目標年度として計画を策定しております。訂正をお願いします。
- 議長（吉田眞悦君） それでは、総務課長。
- 総務課長（伊勢 聡君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項第1点目の説明員を紹介させていただきます。

（秘密会の取扱い）

暫時休憩します。再開は10時15分とします。

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 14 分 再開

- 議長（吉田眞悦君） それでは、ちょっと予定休憩時刻より宣告時刻より1分ほど早いのですが再開をいたします。秘密会を解きます。

それでは、次の2番目の美里町コールセンター人材育成事業についてお願いします。総務課長。

- 総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項2点目の説明員を紹介させていただきます。

初めに、企画財政課長須田でございます。

- 企画財政課長（須田政好君） おはようございます。よろしくお願いします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 産業振興課長佐藤でございます。
- 産業振興課長（佐藤淳一君） よろしくお願いいいたします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長小林でございます。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 小林です。どうぞよろしくお願いします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 産業振興課主幹兼商工観光室長阿部でございます。
- 産業振興課主幹兼商工観光室長（阿部伸二君） 阿部でございます。よろしくお願いいいたします。
- 総務課長（伊勢 聡君） 産業振興課産業活性化推進係長川名でございます。
- 産業振興課産業活性化推進係長（川名秀明君） 川名でございます。よろしくお願いいいたします。
- 総務課長（伊勢 聡君） なお、協議事項3点目の説明員につきましては、産業振興課職員全員が残りますのであらかじめお知らせいたします。よろしくお願いいいたします。
- 議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（須田政好君） それでは、2点目の美里町コールセンター人材育成事業について御説明をさせていただきます。

今回の説明につきましては、前回6月11日に御説明申し上げましたそれ以降の状況について御説明申し上げます。その後の状況につきましては、資料に記述しました3点が主な内容でございます。まず1点につきましては、美里町町長と美里町議会議長の連名で国会議員の先生方

に要望書を提出したのが1件でございます。2件目につきましては、債権者集会の第2回集会が開催されたことでございます。3点目につきましては、宮城県の担当課であります経済商工観光部の宮川次長が来庁し宮城県の対応について御説明があった件でございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。1点目、7月7日に安住淳衆議院議員、勝沼栄明衆議院議員及び櫻井 充参議院議員に対し、美里町長と美里町議会議長の連名で要望書を提出しました。2月2日に宮城県知事宛て、宮城県議長宛てに提出した要望と内容につきましては同様でございます。町が契約に従ってＤＩＯジャパンさんに支払った法に基づく公租公課、社会保険料、雇用保険料等でございますが、これらについて補助対象とするよう町として厚生労働省に引き続き要請していくこと、また公租公課以外でも美里町がこうむった事業費についても厚生労働省の対応を明らかにするよう町として厚生労働省に引き続き要請していくことを説明し、これらに対する各国会議員の先生方に御支援を要望した内容でございます。

次、2点目、7月22日債権者集会（財産状況報告集会）の第2回が開催されました。場所は東京地方裁判所で開催され、時間につきましては午後2時から午後3時45分まででございました。町からは佐々木副町長と私、須田の二人が出席してまいりました。3月18日に開催された第1回債権者集会に続き第2回目となるものでございます。集会の内容は、裁判長の進行で進められ破産管財人であるサワノマサアキ弁護士から説明がございました。その内容は、経営に携わっていたＤＩＯジャパン社の会社役員について、本門のり子、鈴木孝一、宮野 隆、岳野昭英の4人が自己破産の手続を進めてございます。そのうち、本門のり子、鈴木孝一、宮野 隆の3人については近々という説明でございました、免責の方向で手続を終結する予定であるということでございます。岳野昭英につきましては、所有している財産の処分がまだ継続中であるとのことで、その財産処分を今後も進めると継続事件となるということでもございました。なお、岳野昭英が所有している財産は今まで住んでおりましたマンションの一室でございます。その買い手がまだついていないということでも継続事件となるということでもございます。また、本町の契約相手であります株式会社ＤＩＯジャパンにつきましても今後の継続事件とされるということでもございました。株式会社ＤＩＯジャパン社が現在所有している財産の現在高は、約470万円との説明でございます。それに対しまして、破産管財人が現在把握している労働債権や公租公課などの財団債権、優先的破産債権の合計額として1億3,000万ほどあるとの説明でございました。当然に一般債権者へ配分するまでには至らないとの説明でございます。株式会社ＤＩＯジャパンと岳野昭英につきましては次回の債権者集会、次回は10月28日午前11時から開催されますが、その段階で終結する見込みであるとの説明でございました。

次に、３点目の宮城県経済商工観光部宮川次長が来庁し、今後の宮城県としての対応について町に説明がございました。その内容について御説明を申し上げます。厚生労働省が８月中に調査結果を公表する予定であるということです。その内容を見て美里町としては返還の手続きをとっていただきたいという説明でございました。平成25年度事業について既に確定した交付確定額の変更申請を美里町から提出してほしい、それを受けて宮城県としては美里町に立ち入り調査に入る。その調査を受けて交付額の変更を宮城県から美里町に通知するということです。その通知に応じて美里町は返還をお願いしたいという説明でございました。１つの制度としてこの流れを変えることはできない、制度として市町村に返還を求め、市町村にとっては返還を求める相手が破産手続きをとっていることから市町村の負担になってしまうという説明でございました。今後の会計検査院による検査等を考えれば、この流れを変えることは適当ではないと。ルールに従って淡々と手続、返還の手続でございますがそれを進めていただきたいという説明でございました。

以上の３点が前回の６月11日に御説明申し上げました以降の状況の報告内容でございます。今後の対応につきましては、厚生労働省が先ほど申し上げました９月中に公表するその内容を見て国、県と協議をしながら対応を進めていくというように記述してございましたが、昨日夕方に宮城県の雇用対策課からメールで連絡が入りました。これによりますと、厚生労働省地域雇用対策室から以下のとおり連絡があったということです。その内容は、ＤＩＯジャパン及び関連子会社に係る返還額調査結果の公表については一部の自治体との調整が難航しており、８月中の公表はできない。現時点では９月下旬の公表を見込んでいるが、場合によっては10月にずれ込む可能性もあるとの内容で宮城県を通し町のほうに連絡がございました。でございますので、今後厚生労働省からの公表は延期されるという内容でございます。なお、資料には記載してございましたが今後県内で同じ問題に対応しております気仙沼市と登米市との両市とも連絡をとりながら対応をしていきたいという考えでございます。以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） 補足はある。いいのね、課長。企画財政課長。
- 企画財政課長（須田政好君） 読み間違いを訂正してください。岳野ひであきと申し上げましたが、岳野昭英の間違いでございました。
- 議長（吉田眞悦君） はい。以上で説明は終わります。

ただいまの説明に対して何か確認しておきたいことありますか、皆さんから。今回でこの件については10回目ということなのですが、まだ継続中ということでもあります。橋本議員。

- 10番（橋本四郎君） １つ聞きます。株式会社ＤＩＯジャパン、これは今も存在しているんで

すか。

- 議長（吉田眞悦君） 今も存在しているかと、D I Oジャパン。企画財政課長。
- 企画財政課長（須田政好君） 破産手続を進行中でございますが、まだ終結してございませんので会社としては存在しております。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） こういうふうにある、株式会社D I Oジャパン及び岳野昭英、この人が継続事件、債務者側として我がほうは対応しなくちゃならないんですけども、ここに契約する場合には町長と本門のり子さんでしたよね。本門のり子さんが代表者にして、今回免責になるという理由はなぜなんですか。本門さんが。
- 議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（須田政好君） 私の説明が不十分でございましたが、本門のり子、鈴木孝一、宮野 隆につきましては、個人としての自己破産手続をとっておりました。その個人としての自己破産の上で免責で終結するというところでございます。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） この3人の方は前段で本門さん、鈴木さん、宮野さんという人は自己破産しているから返済能力ないから応訴にはできない。それでこの岳野さんという方がそれが会社の人引き継いでいて自己破産してないから（「説明しました、さっき」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員、先ほども説明したけれども、なおさらもう一回。企画財政課長。
- 企画財政課長（須田政好君） 岳野昭英につきましては、先ほどの3人と同じく個人としての自己破産の手続の上での終結していないという話です。岳野昭英個人の自己破産の事件でございますので。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） 法人というのは無人でしょう。（聴取不能）がない。基本的に生き物ではないけども。ただそこに人がいて運営するから相手が出てくるのであって。橋本四郎は橋本商会というの立ち上げてやったら私は橋本商会の責任者になる。その責任者がいなきゃ会社立ち上げられないでしょう。そうするとこのジャパンの責任者は誰になっているの。（「清算法人だよもう」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（須田政好君） 株式会社D I Oジャパンという法人の人格を持った会社です。

そこで経営を担っていた個人と、そこはこの破産手続と自己破産の手続とはまた別個な手続、別個な事件になります。その中の法人格としてのＤＩＯジャパンの破産手続についての継続と、それから岳野昭英の個人としての自己破産の手続が継続事件になっているということです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 今言っている会社というのは人があって運営して会社ができているわけだ。会社というのは必ずしも突発的に建物できるわけじゃなくてその運営する人がいて初めてその会社の組織があるわけで、会社を運営する人がいないのにその会社が相手になるという理由が。この間弁護士に聞いてきたんだけど、おかしいなという話になったんです。

○議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田政好君） 町が契約している株式会社ＤＩＯジャパンは法人です。法に定められた人格を定めたものでございますので、そこでどなたが資本を出資していて、どなたがその経営を任せられているかというのはその会社の内情だと思いますので、町としましてはその株式会社ＤＩＯジャパンという法人の、法に定められた人格の方と契約をしてございます。その法人格についての破産手続が継続されているということです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、最後。

○10番（橋本四郎君） 代表者は誰ですか。

○議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田政好君） 代表取締役は本門のり子です。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 株式会社ＤＩＯジャパンは、破産会社なんで今は清算法人ということです。必ず精算人がつかないから、本門のり子は社長です。代表取締役。だからまだＤＩＯジャパンは破産事件の終結になっていないので、まだ清算が終了したわけではない。ただ、本門のり子は個人としても借財を抱えているわけですが、会社の代表だけでないから。個人としても借財を抱えていて払えなくなったと。したがって、会社も破産申し立てすれば個人としても自己破産の申請を出しているわけです。裁判官は本門のり子の個人も自己破産は免責する、は認めるという方向で今後は進めていきますと。（「個人のね」の声あり）個人。しかし、株式会社ＤＩＯジャパンは法人であります。その代表取締役が本門のり子というだけでございますから、まだ株式会社ＤＩＯジャパンはしっかり破産をしてこの世からなくなるということにまだなりませんよということなんですね。そういう２つの。

○10番（橋本四郎君） 破産している人は会社持てますか。

- 副町長（佐々木 守君） 破産したのが持ったのではなくて、持った会社が破産したということ
とです。
- 10番（橋本四郎君） 破産した（聴取不能）わけ。そんなら破産した人は法人格持てないじゃ
ないですよ。
- 副町長（佐々木 守君） つくるときは自己破産している人ではないから会社が法人としての
登記がなされたということなんで、会社を運営した結果破産しちゃったということでございま
すから。要するに破産するまでの必ず清算するまでは清算人がいますから。当然。（「フリー
トークじゃないんだから」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員、さっき最後って言ったんだから今度で終わりね。（「終わり、
終わり」の声あり）まってちょっと話ちょっと聞いて。
- 10番（橋本四郎君） （聴取不能）。それは法律的にいけないでしょ。破産した場合は法人格
を持てないはず。
- 議長（吉田眞悦君） 副町長。
- 副町長（佐々木 守君） ここで法律がどうのこうのという話はやってもいいんですけども、
既に裁判長がこういう判断下しているわけです。ですから、私たちはそれに対して何か異議も
あるわけではございませんので、今度10月28日で破産事件が終結ですよということで、即時終結
にはならないということでございますから、この事件は10月28日で株式会社D I Oジャパンと
この岳野昭英の自己破産については10月28日をもって終わりますよということでございま
すから。その前段でのどうのこうのっていうのは、それは裁判官がその破産申し立てについてそれ
でそのこれまでも破産管財人の方とのやりとりをしてここまできたということでございますの
で、法人がどうの個人がどうのという話は既にそれは裁判所でのそれはずっとやってきている
わけなので、現在に至っているということで御理解いただけるしかないのではないかと
思っております。
- 議長（吉田眞悦君） ほかに。柳田議員。
- 4番（柳田政喜君） 1件確認させてもらいます。今、D I Oジャパンさんと岳野昭英さん
ですか、こちらのほうでまだ継続事件ということなんですけれども、岳野さんのところにはマン
ション一室があるということなんですけれども、このマンションが処分できたとしても現在の資産
である470万円に上乗せするものではないと思ってよろしいですか。
- 議長（吉田眞悦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（須田政好君） はい。そのとおりでございます。（「わかりました」の声）

- 議長（吉田眞悦君） いいのね。（「はい」の声あり）ほかに。櫻井功紀議員。
- 6番（櫻井功紀君） 10月に厚労省のほうから返還してくださいということが決定になったとすれば、町としてはどのぐらいの返還額になると予想していますか。これは全部、交付金いただいた全部なのかな。
- 議長（吉田眞悦君） 予想される額ということでね。産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤淳一君） 平成25年度分での交付額で確定した場合ですけれども、1,613万1,495円が現在ＤＩＯジャパンのほうに町から返還を求めている金額でございますので、その金額について国のほうから返還を求められる可能性がございます。それと、平成26年度についてはまだ金額の確定がされておられませんので決まっておりますが、平成26年度も同じようなケースであれば確定後返還を求められるというふうに考えております。
- 議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。
- 6番（櫻井功紀君） そのようなことがないように、美里町長と議長の連名で要望出したということで理解していいんだよね。（「はい」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。よろしいですか。（「はい」の声あり）これからまだちょっと時間がかかるということのようでございます。2番目の美里町コールセンター人材育成事業については以上といたします。

40分。暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時40分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 再開いたします。
- 職員の間紹介終わっておりますので、早速内容の説明に入ります。産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤淳一君） 3)の美里町産業活性化施策討議要綱及び美里町産業活性化拠点施設につきましては、産業活性化戦略室の小林室長のほうから資料に基づいて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 議長（吉田眞悦君） 小林室長。
- 産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 産業活性化戦略室小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから美里町産業活性化討議要綱及び美里町産業活性化拠点施設について御説明を申し上げます。事前に資料のほう2点ほど配付をさせていただいております。A3の

横の資料1枚ものが1つと討議要綱1冊をお渡ししておりますので、こちらに基づいて御説明を申し上げます。

初めに、討議要綱について御説明を申し上げます。まず、討議要綱でございますが、今回初めてこういったものをつくったものですから、その位置づけをまずお話を申し上げたいと思います。本討議要綱でございますが、こちらは本町の産業振興を考える上で、その視点・論点を整理したものでございます。また、基本的な考え方あるいはその方向性を示したものでございます。御案内のとおり、現在美里町の総合計画の策定作業、まち・ひと・しごと（「座ってもいいです」の声あり）創生総合戦略の策定が進行してございます。また一方で、私ども産業振興課のほうでは産業活性化拠点施設整備基本計画の策定等を行ってございます。こうした計画を策定するに当たりまして、より建設的で具体的な議論をしていくために、その際の検討資料として御活用いただきたいという、そういった目的で今回討議要綱を作成させていただいたところでございます。初めての取り組みだったものですから（２）のほうに図解で討議要綱の位置づけをお示ししてございます。まず、この図の右側の一番上をちょっとごらんいただきたいと思うのですが、私ども産業振興課のほうでは平成26年度に産業活性化戦略会議というものを設置をいたしまして、産業に関するさまざまな御意見をいただいたところでございます。産業に携わる皆様の思いですとか、あるいはこういう産業にしたいというようなあるべき姿、そういった御意見をいただいたところでございます。この御意見をいただきまして、下の太枠でございますけれども産業活性化討議要綱、本討議要綱を作成したところでございます。こちらは前年の戦略会議の御意見、さらに昨年度企画財政課さんのほうで行ってございましたけれどもまちづくりワークショップ事業で商工関係者の皆さん、産業関係者の皆様にグループインタビュー等も実施をしております。そういった御意見なども参考にしながら、より課題の整備を具体的に行いましたり、その施策の展開方法、そういったものを再度精査をいたしまして策定したところでございます。この討議要綱をもって矢印のほうに進んでいきますと、現在企画財政課さんのほうで中心となって総合計画、地方創生、戦略、こうしたものも策定に入っておりますのでございます。こちらの議論も産業というところが1つ大きくクローズアップされてきますので、あらかじめそういった視点・論点を整理することによって有意義な検討につながるというふうに考えたものでございます。またその下のほうには、同じように太枠で現在進めておりますけれども活性化施設の整備基本計画、こういうものがございます。本来この総合計画と整備の基本計画については双方の計画が密接にかかわる計画でございます。それを同時並行的に作業をすすめるべくないといけないというところにございまして、両方の計画を効率的にそして効

果的に策定していくという、こういう狙いもございます。こちら今度は討議要綱のほうにちょっと資料をめくっていただきまして、若干かいつまんで内容を報告させていただきたいと思えます。

本討議要綱でございますけれども、きょうは時間の関係上本当に主要な部分の説明とさせていただきますと思います。まず、討議要綱においては産業分野にかかわるいわゆる政策レベルの柱としまして農業、工業、商業・サービス業、雇用の4つに分類をして整理をしてございます。また、いわゆる施策レベルの取り組みとしましては農業に6施策、工業1施策、商業・サービス業2つの施策、雇用で1施策、全10施策で再編構成をしてございます。また、この施策の再編に当たりましては、現在事業を実施してございます63の事業を業務の棚卸等々目的についてを改めて行いまして施策の再設定をさせていただいたものでございます。

ちょうど1ページの目次をちょっとごらんになっていただきたいと思いますけれども、それぞれの施策に対しまして1-1現状と課題、1-2施策の意図、1-3施策の方向、1-4施策の主要目標、1-5施策の展開、こういう形で整理をさせていただいております。あらかじめ総合計画等々の枠組みを想定する中で、検討資料として使い勝手も考慮しましてまとめたところでございます。

最後に、各施策を今度は大枠的な視点で捉え直してプロジェクトを設定してございます。産業活性化拠点整備プロジェクト、人材育成プロジェクト、産地形成・創業チャレンジプロジェクト、付加価値向上プロジェクトの4つのプロジェクトを設定をさせていただいております。28、29、30がそのプロジェクトになります。1ページ目から27ページまでについては、その施策ごとの課題でしたり方向性、そういったものを整理をさせていただいております。今回さらに、それぞれの施策をどのようにつないで、どのように展開をしていくのかということで4つのプロジェクト設定をさせていただいております。

横長の29ページ、30ページの内容について御説明を申し上げたいと思います。まず、討議要綱上のあくまで名称でございますけれども、A S A H I - リノベーションプロジェクトというふうな名前で整備をしたいところでございます。A S A H I とは、前回の、昨年度の戦略会議の皆様がキーワードとしてお使いいただいていた言葉でございます、そちらをさらに今回の討議要綱については整備をさせていただきましてプロジェクト理念という形で、ちょうど右肩になりますけれども、A l w a y s、S m i l e、A c t i v e、H a p p i n e s s、I n d u s t r y ということで、いつでも誰もが笑顔で活力にあふれ働く喜びを感じる、そういった産業の振興を推進しよう、産業を創造していこうということでプロジェクトの理念として整

備をさせていただいたところでございます。また、プロジェクトの背景ということで、この地域の持つ潜在的価値をいろいろと検討して再確認をさせていただいたところでございます。改めてこの潜在価値というところを考えてみますと、本地域においてはやはり小牛田駅という存在が非常に大きな価値を持っているのではないかと、このように立ち返って考えてみました。駅は単に交通手段ということだけではなく、この地域の人の流れ、あるいはものの流れ、そういったところをまずは中心的な役割を担ってきた、そういった潜在価値がこの地域にはあるのかというふうな認識のもとに、そういった視点から考慮したときに産業経済基盤の基本的環境設定を刷新する必要があるのではないかとというふうな一つの方向性を見出したところでございます。例えば、適正かどうかあれなんですけれども、例えばいわゆるパソコンがあるところでハードウェアとソフトウェアがございます。ハードがあってソフトがあって、それらをきちっと回していくというような視点をちょっと参考にしまして、基本的な環境設定を刷新していくというふうな視点でプロジェクトを編成したところでございます。そうしたことで人の流れを変える、ものの流れを変える、あるいは生産・流通・販売の流れを変える。こういった新たな流れを生み出すプラットフォーム、駅に例えるとプラットフォームをきちっと形成をしていきましょと、そのことによって地域経済の持続的な発展あるいは好循環の実現につながるものというふうな整理をしております。

さらに、矢印のほう右側のほうにござんになっていただきますと、4つの具体的なプロジェクトを整備しております。あくまで討議要綱上の仮称でございますけれども、産業活性化拠点施設整備プロジェクト「ASAHI - こごた駅」ということで整備をしておりますけれども、まずはその基盤となるハードウェアの整備をきちっとするというふうな視点で地域経済を回す基盤となる土台づくり、こういったプロジェクトをきちっと進めていまいしょうというものがまず1点でございます。

そしてその上で右側になりますけれども、いわゆるソフトウェアの役割を果たすプロジェクトでございます。人材育成プロジェクト、産地形成・創業プロジェクト、付加価値向上プロジェクト、この3つの視点からソフト展開をしてまいりたいというふうな視点で整理をさせていただいております。

ページめくっていただきまして30ページをござんいただきたいと存じます。

先ほどと基本的に同じ内容でございます。少し視点を変えて整理したものでございます。縦に従来の産業、一次産業、二次産業、三次産業。横に今回のプロジェクトの視点、人材育成、産地形成、付加価値向上というプロジェクトを縦軸横軸で眺めてみたものでございます。これ

までは、これ私どもの反省でもあるんですけれども、どうしてもその産業分野でしたり、部分部分の仕事をして推進してきたところがもしかしてあったのかなと、こういう反省もございまして、それぞれの点の事業から、線あるいはこれを面として捉えてきちっと産業を回していく、そういった視点に立ち返って事業を推進していくべきだと、こういうふうに考えたものでございます。これらのソフトウェアを今度は展開する中核となるのが、下にあります新たなプラットフォームの形成というところで産業活性化拠点施設というプロジェクトという形で整理をさせていただきます。

以上、簡単でございますが討議要綱の説明とさせていただきます。

続きまして、2番目の産業活性化拠点施設整備基本計画の策定ということで、またA3のほうの資料に戻っていただきたいと思います。右側になります。今回は、まだ具体的な内容はお示しできる段階ではございませんので、策定内容、スケジュール等々御説明を申し上げます。

本基本計画の策定におきましては、本年3月の議会において関連予算を御承認いただいたところでございます。現在繰越明許として事業を実施してございまして、プロポーザル方式で5月29日に優先交渉者を決定し、6月19日に契約を締結をして事業に着手してございます。

(1)番目、策定内容及びスケジュールでございます。主な策定の内容でございますが、1番から5番目、若干3番の計画コンセプトにちょっと網かけが抜けておりましたので、申しわけございません。1番目、現状把握及び課題整理、2番目、分析評価、3番目、計画コンセプト、済みません網かけが抜けておりました。4番目、整備計画、5番目、管理運営と大きく5つの項目に分けてそれぞれの作業を進めておるところでございます。現在の進捗状況につきましては、1番、2番、その辺を今作業をしているところでございます。まず現状と課題については、当然ながら数値分析、統計資料等を使った数値分析をしてみたい。また、現在さまざまな拠点施設あるいは直売所、道の駅等々がございまして、そういった周辺のトレンドなども、その成功要因あるいはそうでない要因、そういったところの事例研究などもしながらトレンド把握もしてみたいというふうに考えておるところでございます。また消費者ニーズ、生産者ニーズ、これから着手するところでございますけれども、そういったニーズ調査もして今後の分析にしていきたいと考えております。また先行しまして、先般総合計画の策定にかかりまして住民満足度調査が町内1,200を対象に行われております。この際にもこの拠点施設の関連の質問をさせていただいておりまして現在集計作業を行っているというところでございます。こういった現状分析等々を進めまして、最終的にコンセプトの確定をしてみたいというふうに考えてございます。4番、整備計画でございます。整備計画については、整備の方針、

導入機能あるいは周辺の土地利用、ゾーニング、導線計画等々を検討していきながら最終的に概算事業費もしっかり出していきたいというふうに考えてございます。また、施設配置を想定した基本計画図、設計図ではございません、基本計画図ということで概算事業費、基本計画図までの作成を考えてございます。さらに5番目、管理運営でございます。当然、整備後の運営が非常に大切なわけでございますので管理運営体制の検討、経営マネジメントの検討等々ということで進めていきたいと思ひますし、具体的に収支の見込みもきちっとここで試算をしてみたいというふうに考えてございます。業務は年度内ということで予定はしてございますが、できるだけ早くまとめて御報告を申し上げるというふうに考えてございます。

次に、(2)番目でございます。美里町の産業活性化拠点施設整備検討会議ということで、先般8月21日に第1回目の開催をさせていただきました。委員10名、アドバイザーお二人、オブザーバーお二人ということで、町内の生産者あるいは企業の経営、さらには各種団体の皆様に加わっていただくとともに、やはり収支計画等々もありますので金融の皆様にもこちらの会議に加わっていただいております。さらに、アドバイザーとしましてマーケティングの御専門でございます高力先生、さらに経営コンサルティングをしております庄司先生のほうにも加わっていただきまして、より専門的な視点から御意見を伺うことにしてございます。またオブザーバーとしまして、元河北新報の山内記者、非常にアイデアマンでございますので今回もいただくことにしてございます。あとは道の駅の関係もございますので国交省の交通対策課の松本課長様にも御協力をいただいて、今後おおむね10月以降このスケジュールをごらんいただきますと10月以降に本格的協議という形になってまいりますけれども、協議をしていく予定となっております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長(吉田眞悦君) それでは、ただいま説明を受けました。3番目、美里町産業活性化施策討議要綱及び活性化の拠点施設に絡んで皆さんから何かありますか。橋本議員。
- 10番(橋本四郎君) ここに考え方を書いてあるから考え方をお聞きしますけれども、この町の産業を個別に見たら基幹産業の農業が大変だと、だから米つくる意外に何らかの別な産業を興してそれをどう加工するか、何をするか。それをこの町で売ろうかなという気持ちで私は立候補したときの挨拶の中に書いてあったと感じがしているけど。農家に今何をつくらせようとしているんですか。端的な話をすると、東松島では(聴取不能)という小麦を増産している。何かって言うと外国産の小麦より粘り気がある。(聴取不能)それからもう一つは、色麻で(聴取不能)。これは2ヘクタールから27ヘクタールにふやしました。13倍以上。だからそういう

つくるものの指導、考え方というのは町長頭の中にあるんですか。何をどうやってつくるのか。基幹産業をどうするかという。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今までは米づくりをずっとやってきたんですね。それで米がこういうふうな将来的な現状を考えると米だけに頼ってはいけないということは皆さん御存じだとは思っています。そういう中で、この土地利用型の作物をどうここに定着させるかにしましては、今年度からさまざまな米にかわるもの、野菜そういうものを手をつけていろんな試験栽培をさせていただいています。これを何をつくると、これでもうかるというのはまだしっかりと見えていません。そういうふうな中でございますけれども、この1年なり2年でいろんなことを手探り状態ですけれども、そういうことをしっかりととにかく前に進もうという、こういうものがないんだったら見つけようという形で今産業戦略室で農家にもいろんなお話をさせていただいて、それをまず見つけようという形で、これだっていうものはまだございません。まだありません。いろんなものを今ポテトもあるだろうし、カボチャもあるだろうし、トマトもあるだろうし、そういうふうなものを相対的にこれだっていうものは見つかりません。だから今そういうふうなものをつくり出そうとしております。当然、米でもこれから出てくれればゆめむすびとかそういうふうなものも本町の形でしっかりと、美里産のしっかりしたものをつくるという方法もあるだろうし、いろんなものがあるだろうと思います。薬草とか、例えばいろんなものをとにかくチャレンジをしてそれを見つけ出そうというのが、今これを見つけ出さないでそのままずっと米にだけに頼っていたのでは、当然大豆とか麦だけでは当然だめだと。だから大豆もこのくらい相当つくった面積、その大豆をどのように加工するか。例えば、いろんな形で油を取るような方法もあるだろうし、いろんな麦でも例えばパンに最適なパンを、そういうふうな麦なりそういうふうなものをつくろうと、そういうふうなまずその一歩足を踏み出そうというのが今そういうふうな状況でございます。これをターゲットとしてこれをどんどんつくるといのはまだはっきりと見えていません。今こういう段階です。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） あのね、農業委員会と議会の座談会があったんですよ。そのときに申し上げたんですが、農家の皆さん方の経済状況を好転させる、よくするために農業委員会というのがあるならば、米づくりが限界にきたというのなら別なものを考えると、あるいは共同でやる法人化を考えると。こういうと農業委員会は積極的にやらねばだめでないのと言ったの。ところが今、施設のほうにいつている。何をつくるか、何をどう加工するかってなくてね、施設

のほうに動いているって言うの、入る人がいないのに家を建てようって感じがしてならない。だから具体的に今、農家の中で産業振興の関係ってありますけれども、何人ぐらいの人がこれに（聴取不能）してます。農家の皆さん方。何人くらいこの。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今調査アンケートをして、それをしっかりと把握してやる気のある農家、これから地域でどのような課題を抱えているか、それをしっかりとまず調査をしてそこで投げかけていくという方法。すぐ結論を出さないで、今こうふうな情報をとにかく今農家がどのように考えているんだか、何をしたいんだか、それをまずしっかりと把握してそれをもとにしっかりと前さ進もうという考えでございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） （聴取不能）ときの説明された方、あの方々にも会ったんです。この農家のこの地方は農家の皆さん方が自分で進んでやろうという意欲が少ないよだというのは確かに話をされたと思います。この構成員の中に役員のほうから言いますけども、2番目に涌井さんという方が認定農業者ということで（聴取不能）。ところがこの人だけがひとりなんですね。だからもっともその農家の中でこういうことをしなきゃ農家っていうのはこれは行き先は細くなるよ、もっとも皆さん方自身がしっかりとしなきゃだめだと言っても農家の人たちにはある程度（聴取不能）。それを応援していくのが行政であり農業委員会であり、あるいは産業課だと思うんですけども。それが具体性が、こういうことになったらどうだということも含めて私は指導する必要があると思うんです。青森県に黒ニンニクというのがあるんです。黒ニンニクっていうのは何ぼ売るかって年間に15億円、（聴取不能）。ところが総生産というのが28億円しかない。こんなにもニンニクだけでこの町の米の半分ぐらいの収益上げるって、青森のそういう実態なんかも調べながら、そういうことに手を出していったら皆さん方の生活というのは定着するようになるんでないか、ここで暮らせるようになるんじゃないかと。そういう指導を積極的にしないで、何か上滑りしているような感じがするんですが、違いますか。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） それを今、順序立ててしっかりとこちらから何をやれっていうような方向づけをしっかりと、町から出すのもそれは当然いいんだろうけれども、今はその段階ではないというふうな形で今いろんな角度からいろんな調査をしています。当然民間事業者の方々にいろんなお話を聞きながら、当然いろんなところに担当課も回っています。また大学の教授

の皆さん、大学を活用しながらどういうふうな品目がいいとか、そういうふうなさまざまな今形をつくっております。そういうふうな中で当然そのターゲットは絞られてくるものだと思います。この地域に合うか合わないか、当然その土地を活用できるかできないか、それは農家の皆さんと一緒にやらなきゃいけないから、このような形でこれをやったら町でもうかるからやれというふうな形が一番いいのかもしれないけれども、それはまだ現在の段階でしっかりと把握していませんので、これを農家の皆さんとキャッチボールしながらしっかりとつくっていききたいと。今はその段階でございます。これをできるだけ早くしたいと思っています。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 一次があって、二次があって、三次があって、合わせて六次。だから生産・加工・販売というのしていけば六次になる。しかしある場合には一次と二次で三次になったり、二次と三次がかかわって五次になる場合もある。それでも仕方ない。ただそれを地元の人がやるとすれば、私は一番この町にとってプラスになると思うんです。横のほかの業者がついてくれれば。これを実践するのが私の隣にいる鈴木君のそばに佐々木って人がいる。この人は生産から加工から販売までやっている。そういう人の力というのをなぜ借りないんですか。そういう人の力。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） これからだからそういうふうなことを。建物を建てる計画とあわせて2年間ありますから、2年間。そういうふうな中で建てます。つくります。

○10番（橋本四郎君） そういうふうに（聴取不能）という人、知識のある人を呼び寄せてその知識を借りながら、あいつもやれたから俺もやる。鈴木君も町議員やめてやるかもしれないよ。そのくらいよくやっぱり（聴取不能）そういう経験のある人を（聴取不能）と思っている。ところが私から見ると、あれこれは売るほうだけ、三次産業だけだなど。サービス業だけだなど。

○町長（相澤清一君） これは昨年7月に戦略会議をつくった中で、生産者とかいろんな関係の人たちにいろんなこれからの方向性をつくるものだと何とかがっていうのを出示していただきました。それらを総合的にある程度まとめて、今度今これから施設を整備する中でいろんな意見をいただくために今後整備検討会議というのができました。それでこれから民間業者も当然入りますから、民間業者っていうのは非常に裾野が広くて考え方も前向きというか突拍子もないような考えを持っている方もおります。そういうふうなのを全部総合的に組み入れながらこれからつくっていききたいと、そういうふうな方向であります。

○議長（吉田眞悦君） 最後ですよ。橋本議員。

○10番（橋本四郎君）（聴取不能）。施設をつくる際には、その施設をどういう人たちが、どういう形で、どういう利用するか、どういうものを入れるかというそこに来る人のことがわかり、（聴取不能）がわからなければ建物の構想できないでしょう。だからその中で、何十人、何人の農家の人がこういうものを持ってくる可能性がある。そこでこういうものを加工するものも含めてある。というのがあって建物、じゃ、こう大きくしようと。だから1人入るんだか、2人入るんだか、50人入るんだか、10人入るんだかわかりません。建物が先行するというのは私は本末転倒（聴取不能）。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） だからそれを計画的にここ1年半なり2年間の基本計画をしっかりとつくって基本構成をつくったんですから、今度基本計画をつくって実施計画に向けてしっかりとその辺を穴埋めして行って、それをまず活用できるようにしたいと思っています。（「議長、だめだっていうの、正式な会議だからさ。懇談会じゃないのよ。やりとりして。議長、整理して。しっかり。懇談会じゃないんだから」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） ほかに。千葉議員。

○1番（千葉一男君） 位置づけをちょっとお聞きします。この要綱が産業の活性化ということでございますけれども、従来は町の運営というのは総合計画が一番上位にありました。それで、総合計画になりますと町の仕事全部を網羅していますけれども、これは産業に特化しているんだろうと思います。それで伺います。この要綱ですよ、これね。要綱ということなので、ほかのこの町運営の総合計画に対してどういう位置づけにあるのか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 小林室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 千葉議員の御質問にお答えをします。

今回要綱という言葉で表現をさせていただいておりましたけれども、まずもってお話をしたいのが、いわゆる補助金要綱とかあいった法的な部分での要綱としての使用はしておりません。本来言葉の意味が持つ大切な物事をまとめるという意味で討議要綱という形での表現をさせていただいております。その上で総合計画に対する位置づけなんですけれども、資料の先ほどの図にもございましたとおり本来総合計画できちっとその産業分野の位置づけをとっていく、そういった作業が当然に必要でございますし今もまさにそれをやっている最中でございます。ただ、どうしても全体の計画でございますので、より私どもとしてはそのまち・ひと・しごと

といった観点から具体の計画、よりよい計画にしたいという思いもありまして、そういったところに検討資料あくまでも資料でございます。資料として現在考えているその視点・論点をまとめたものを御提示したいというふうに考えたものでございます。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。千葉議員。

○1番（千葉一男君） 基本的には産業という分野は、基本的には町は寄り添う立場だと思うんです、私はですよ。なぜならば、自己責任でこういう利益の追求をしていくのと、行政という全体の共生社会をつくるための組織としての産業に対する目線とは全く違うと思うんです。だからそういう意味では、これから運営していくためにこの産業は大事だと思いますけれども、大事です、と思うじゃなくて大事なことなんですけれども、ただ網羅的にやると結局はぼけちゃって我々の目になかなか見えにくい現象が、出るのが従来だったと思いますので、その辺のことをこの検討の資料さらにこれは進化していくと、どういうところにこれ結びついていくのかちょっと説明してください。これが要するに具体的なところに、例えば動かすのに計画がありますから、だからこれが進化していった次はこれは計画、総合計画の中に位置づけるのか、あるいはそこら辺をちょっとお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 小林室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） お答えをいたします。

本討議要綱ですけれども、御質問にございましたとおりまさに総合計画の中核をなすプロジェクトに位置づけていきたいという思いでこの討議要綱を作成してございます。また、当然産業でございますので自主自立の運営というのが大原則だと思います。そうした上でも、やはりこういった討議要綱をあらかじめきちっと皆様にお示しをする。さらには基本計画、設備整備計画のこれ基本設計ではございませんので、基本計画でございますので、そういった町が今考えている産業の方向性をまずもって魅力あるものできちっと皆様にお示しをして、産業経済分野の皆様に御同意なり共感をいただくということが非常に大切だと思っております。ですので、この討議要綱は総合計画のきちっとプロジェクトに位置づけていきたいという部分と、あとはしっかりとした整備計画の基本計画策定につなげていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 仮称活性化拠点施設の関係なんですけど、例えばこの仮称の中に道の駅といったような名称がついている、これが実際このようになっていくかどうかは別にして、私なんかの認識だと例えば国交省の認可を受けたとかそういったような部分かと思うんですが、仮称であっても道の駅を冠につけているということは、その辺の部分というのはどうなのかお

聞きしたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 小林室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） ただいまの御質問にお答えをします。

道の駅の名称を仮称でちょっと使用させていただきまして、ちょっと誤解もあるところがあるというふうなところが多少反省としてはあるんですけれども、私どもが考えていますのは単に道の駅ということは当然考えてございません。産業を活性化するその必要な機能役割は何かということを普通に考えていくわけなんですけれども、ただ一般的なイメージとしてなかなか産業活性化拠点施設というのは伝わりにくいところもございまして、そういった意味で道の駅というような表現を使わせていただいております。また一方では、道の駅の機能もきちんと入れていこうという考えもありますので、そういった意味で使用させていただくというところでございます。（「国交省とのかかわりは」の声あり）国交省さんと今検討会議にもかかわっていただきながら、個別にもいろんな打ち合わせもさせていただいておりますけれども、できれば道の駅という機能になりますと国交省さんが直接工事を実施するそういった整備のメリットもございまして、そういったところもあわせて検討しているというところでございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） この施設にこだわって申しわけないんですが、例えばそのこれからのことだということでございますが、例えばその商業施設も兼ねるといっているのであれば、今その我が町に限らずシャッター通りだと言われている部分があるわけですね。そうすると例えばこういう施設にその個人の商業者が集まった共同の施設といったようなものも考えられるんだろうと思いますけれども、そういったような膨らませていっても大変な話になるんだろうと思いますし、大体おおよその規模というのはもう想定されているものなのかどうか。

○議長（吉田眞悦君） 小林室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） ただいまの御質問のとおり、例えば駅前の商店街ですとか既存の商工の皆さんもいらっしゃいます。そういった部分でやはり先ほどのお話で言いますとソフトウエアの部分をしっかりやっていかなきゃいけないなと思います。新たに創業される、あるいは二次創業される、そういった方々がチャレンジできるそういった環境形成もまた必要なというふうに考えてございます。（「大体の規模です」の声あり）規模などについては、今後そのアンケートとかそういったところも拾いながら、例えば操業に対する支援の機能はどういったものが必要か、あるいは六次産業でしたら機能はどういっ

たものが必要か、そういったところがある程度出そろってきた中で最終的に煮詰めていきたいというふうに思います。一般的な例をお話しますと、例えばいわゆる道の駅と言われている部分は1.5ヘクタールから2ヘクタール、ちょっと超える、そういった部分が現在だと比較的多い状況です。これはほかの事例でございます。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。（「はい」の声あり）我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 1つだけというか、さっき橋本さんが触れたのとも関連するんですが、あと町長のいろいろこれから検討するという中身の関連で、このリノベーションプロジェクト一応4つに分かれて、その中の1つには拠点施設整備プロジェクトと言って、さっき検討会議だけメンバーが出ています。このプロジェクトが即この検討版プロジェクトがそのままプロジェクトになるのかどうか1つ。そのほかのプロジェクトはどういう構成で考えられているのか。その中にさっき言ったようないろんな農業やっている人たちの意見をどうやって反映するんだとか、特に産地形成・創業チャレンジとかそういった現場の人たちの意見なんか聞くのはこの場だと思うんで、そのプロジェクトというのどういう構成でやられているのかをお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 小林室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） お答えをいたします。

プロジェクトについては、現在のところ具体的な推進体制等はまだ検討してございません。今後、その基本計画をまずきちっと整備していく中でこれらのプロジェクトをどのように回していくか。もちろん産業でございますので、実際にやられている皆さんとのかかわりをどう持っていくかというのが非常に大切になってくると思いますので、今後その辺については取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） そうするとあくまでもこのさっき言った、この検討会議は全く別ですね。

○議長（吉田眞悦君） 室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 別でございます。

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） ということは、このリノベーションプロジェクト4つに分けていますが、ここの議論というのがさっき町長の説明の中の根幹をなす部分になるんだろうというふうに、一番大事なその関係者のいろんな幅広く意見を聞く場、それをまとめる場、それを積み重ねてこの施設につないでいくというえらい重要なプロジェクトになるうかと思うので、ですからも

ちろん町の職員だけでないだろうとは思っていましたが、それはいつから具体化のめど
なんですか、いつごろからですか。

○議長（吉田眞悦君） 小林室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） プロジェクトの推進はいつかとい
うことでよろしいですか。（「いつごろから具体化」の声あり）現在、このように考えており
ます。この討議要綱については、例えば財政的な視点ですとか、いわゆる人・もの・金の投入
資源まであわせて検討したものではございませんので、今後より総合計画の中で、あるいは整
備基本計画の中でより精度を高めていきたいというふうに考えております。その作業の後に改
めてこのプロジェクトの推進体制もその部分で検討していきたいと思っておりますので、現在
のところいつからというのはございません。ただ、総合計画のスタートは平成28年度からとい
う形になりますので、そこに向けては準備をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。（「はい」の声あり）吉田二郎議員。

○11番（吉田二郎君） ダブるかもしれませんが、この検討会議の委員の構成です。町長は
常々農業、商業、工業の連携は不可欠と言っておられるんですけども、これ見ると工業とか
企業会のメンバー、ちょっと見えないと思うんですけども、どのような考えでお選びになっ
たか。

○議長（吉田眞悦君） 一般質問であったような質問だけれども。町長。

○町長（相澤清一君） このメンバーは、いろんな関係者の皆さんとお話し合いをさせていただきました。
この施設整備をどのようにうまく回すかということをもまず前提に考えました。それ
で当然工業の、企業会そういうふうなものを組み入れてどのようにしたらいいかということ
を議論はしましたけれども、当然この産業活性化施設の中で企業がどのように入ったらいいか
ということを非常に悩んで方向性が見えない中で、まずこれをつくってとにかくあとそれから企
業会の皆さんと話し合いをして協力をいただけるものは別にこの委員会に入っていないから、
入っているから関係なくこれから企業会と相談をしながら、どこに参画できる部分、協力でき
る部分、それらをお願いをしたいという企業会の皆さんにお話し合いをさせていただきました
ので、これからそれを企業の役割、商業者の役割、そういうふうなことをこれから築き上げて
いくというのが形として今考えている状況でございますので、企業会はあえて入れませんでし
た。それは打診はしましたけれども、入っても何を議論したらいいかちょっと今の段階でなか
なか方向性が見えないので、とりあえずこういうふうな形で検討会議をして、そしてそこに進
んでいった場合においてこれから意見を聞いたり協力体制をどう構築するか、それを含めてい

きたいと思っています。

○議長（吉田眞悦君） 吉田二郎議員。

○11番（吉田二郎君） わかりました。私は何も企業の人が企業だけのことじゃなくていろいろなノウハウをお持ちの方もおられるようです。そういうふうな場で反映していただければいいかなと思い、町長またその後にいろいろまた（聴取不能）。ちなみにこの委員さんの任期というのはあるんですか。

○議長（吉田眞悦君） 吉田議員あといいんですね。（「はい」の声あり）山岸議員。

○12番（山岸三男君） このリノベーションプロジェクトについては大変内容が素晴らしいとは私は評価したいと思いますけれども、ただ基本的に日本全国に大体1,000カ所以上道の駅と言われる道の駅が存在しています。その中で、黒字経営されている施設とほとんどそうでない状況になっている施設、皆さんも御存じだと思いますけれども一番はまず美里町の人口規模、近隣町村の人口規模、そして商業的にいわゆるマネジメントとマーケティング、その観点からしたら、この中にはその市場調査をしようという内容がどこも含まれていないんです。当然市場調査はやると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今オリエンタルコンサルタンツという業者に全てそのような調査、その内容、そういうふうなものをしっかりと捉えてほしいということをお願いをしております。当然、市場調査はこれだけではいけないもので必ずします、それは。そういうような形で専門のそれこそ大手の業者さんですので、その辺は怠りなくしっかりと全部情報をそういうのを集めて、この規模でこのようなものをしたらいいですということを提案を当然受けます。それをこの検討会議の中でこれでいいかということを確認をしながら前に進めたいと思っています。当然やります。

○議長（吉田眞悦君） いいんですか。（「オーケーです」の声あり）ほかに。副議長。

○15番（平吹俊雄君） メンバーの中で、東 順子さんってNPOの法人日本セラピー普及会の方なんですけど、なんかセラピーの心理とか物理療法とかってあるから、それとは違うんですか。この方を選んだ理由というか、そういう観点をお願いしたいのですが。

○議長（吉田眞悦君） 小林室長。

○産業振興課課長補佐兼産業活性化戦略室長（小林誠樹君） 東 順子様でございますけれども、女性の経営者という視点もここに加えたいということもございましたし、御本人優しい手ということで事業所を運営されている方、皆さんも御案内だと思うんですけれども、そのほかに女

性の起業者のネットワークをお持ちになったり、そういった幅広い活動あるいはまちづくり的な活動もされているということから、女性経営者の視点、あるいはネットワークをお持ちである、そういったところも今後の活性化に生かしていければということをお願いをしたというところでございます。

○15番（平吹俊雄君） 確認すれば、経営者側からの考え方ということによろしいですか。（「はい」の声あり）わかりました。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。いいですか。（「はい」の声あり）それでは、3点目の美里町産業活性化施策討議要綱及び美里町産業活性化拠点施設について、については以上というふういたします。

それでは、ちょっと職員の交代もありますので暫時休憩をいたします。再開は11時40分。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

それでは、4点目の水道事業会計補正予算の債務負担行為の追加ということで行います。総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項4点目の説明員を紹介させていただきます。前列から紹介させていただきます。水道所長の早坂です。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） どうぞよろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡君） 水道事業所参事の佐藤です。

○水道事業所参事（佐藤孝裕君） 佐藤です。よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡君） 水道事業所原浄水係長の佐々木です。

○水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 佐々木と申します。よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡君） 後列でございます。水道事業所次長の齊藤でございます。

○水道事業所次長（齊藤くみ子君） 齊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（伊勢 聡君） なお、協議事項5点目、6点目につきましてまたいまの説明員が出席をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） 所長から、所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） 説明資料につきまして、差しかえをいただきました。本日、全ての訂正という形で差しかえをお願いしまして、まことに申しわけありませんでした。おわ

び申し上げます。

それでは、第1点目の水道事業会計補正予算債務負担行為の追加について御説明申し上げます。業務名につきましては美里町浄水場等運転管理業務委託についてということでございます。

業務の目的としまして、財政計画の見直しに合わせましてこれまで個別に発注管理していた業務を一括発注することによりまして、業務の効率化とかコスト縮減を図ることを目的としております。今後、さらなる業務の効率化を目指し、平成31年度には浄水場等の運転管理とかメーター検針及び交換とか、漏水調査、料金徴収等の業務を包括的に委託するという方針で臨んでいきたいと思っております。今後、平成28年度から3年間美里町にとってこういった業務の委託が合うのか、研究して情報を収集してまいりたいと思っております。

業務の内容ですが、別紙、次のページになります。ここに載っている項目、予算科目と項目と年度分見込んでいます。それぞれの業務を一括で発注したいと考えております。27年度につきましては今の予算額を計上しています。総額で9,414万となっております。28、29、30とおのおの金額が載っております。28年度につきましては8,777万、29年度につきましては8,991万7,000円、30年度につきましては8,842万9,000円ということで、総額2億6,611万6,000円というふうになっております。

また1ページにお戻りください。

業務の期間につきましては、債務負担行為を3年間。平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

業務委託費が、先ほどの合計額です。2億6,611万6,000円を予定しております。その下の表の額なんですけど、これにつきましては先ほどの2ページの額ところを入れてあります。27年度で9,414万、28年度で8,777万、29年度で8,991万7,000円、30年度で8,842万9,000円というふうになっています。今まで個別に発注した業務を一括で発注することによって、いろいろな要素が出てくるかと思っております。今後、この発注しましたら受託事業者といろいろな話を詰めながら今後民間の知恵をかりながら生かしていきたいというふうに考えております。

次に、3ページになります。

業務名がメーター検針・交換及び有収率向上対策業務委託となります。

業務の目的は、先ほど言いましたとおりと同等でございます。

業務内容としては、メーター検針業務、メーター交換業務、漏水調査業務、有収率向上対策というふうに括弧書きしておりますが、3つを考えております。

業務の期間といたしましては3年間、債務負担です。平成28年4月1日から平成31年3月31

日まででございます。

業務委託費としまして、6,976万6,000円というふうに限度額を考えております。その中でですね、内容としてはメーター検針27年度が783万9,000円、メーター交換と漏水調査を含めまして1,395万ということで、2,178万9,000円を予定しております。28年度から30年度まで、28年度につきましては2,297万2,000円、29年度につきましては2,339万7,000円、30年度につきましては2,339万7,000円ということで、6,976万6,000円を予定しております。今後の業務につきましては、27年度予算よりも金額が高くなっておりますが、この部分につきましては、ほぼ人件費でございますのでその分高くなっております。それから、メーター検針とかメーター交換につきましては、あわせてその際に漏水のほうもある程度見ていただく形にしたいと思ってこのような金額を計上いたします。以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） あとはいいのかな。（「はい」の声あり）説明は以上とのことでございます。ただいまの説明に対して何か。櫻井功紀議員。

○6番（櫻井功紀君） 御説明ありがとうございました。

平成27年度は9,414万円ですね。そうするとそれを一括負担することによって、平成28年から30年度まで3年間で2億6,611万6,000円、ということは一括することによってこの3年間の無駄な金、私ざっと計算するんだけれども2億3,000万円ぐらい（「2,300万」の声あり）は3年間だからさ、例えば9,414万を27年度にやって3年間やるとこれの3倍と、それからこの一本化に対して28年から30年でやると2億6,000だから、だらっと流してやったんだけれども大体3年間で町としては2億3,000万ぐらいの（「2,600万」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） 27年度で3年間掛けて2億8,200万になりますので、これを単純に差し引きますと1,630万4,000円です。（「3年間で」の声あり）はい。

○議長（吉田眞悦君） いいですか櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） いいです。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。前原議員。

○14番（前原吉宏君） 委託に関しては仕方ないのかなと、どういう業者というかそういうのが想定されているでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） この委託って大きく分けると2つの委託があるんだけれども、それぞれね。（「それぞれ」の声あり）それぞれ。どういう業者を考えているのか、委託先っていうの。佐々木補佐。

- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 佐々木でございます。よろしくお願いします。先ほど前原議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

委託業者につきましては、浄水場等の運転管理の分については当然浄水場の水処理等の業務、あとは水質検査等、あと施設管理ができるその業務ができる業者を選定できればと考えております。あと、続きまして2のメーター検針、あと交換業務、有収率向上対策業務の業者につきましては、これにつきましてはメーターをカウントするだけではなくてメーター交換、あと漏水等の調査ができる業者でどうかなということで今考えております。以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） 前原議員。

- 14番（前原吉宏君） 管理業務のその浄水場絡みで、要は私心配したのは何かあったときに危険な部分ってあるじゃないですか。命を守る水なわけですから、そういう部分の担保というのは含まれてのことだと思っんですけれども、その辺というのはどういうふうに。ま、契約書ではあるんでしょうけど。

- 議長（吉田眞悦君） 佐々木補佐。

- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） ただいまの御質問につきましてですが、責任の度合いという部分は当然その責任は町のほうであります。そのために、それなりの資格も持ちまして対応したいと考えております。（「そこだけ心配してたんです」の声あり）

- 議長（吉田眞悦君） あとはいいのね。ほかに。千葉議員。

- 1番（千葉一男君） 委託をするということは、管理力が上がらないと大変難しい。難しいというより大変なの。それで管理力を上げるためには標準化をまずしておかないとならない。何かというと、競争はきちっと市場でできるような環境をどうやってつくり上げるかということだと思っんです。それには、競争を生むためには管理力を上げて標準化をして仕様書にちゃんと埋め込んで、それで誰でもできるようにできるだけしなくちゃいけないと思っんです。その辺の管理については、こういうふうにどんどん委託がついていくこと自体はやむを得ないと思っんですけれども、管理についてどういうふうに考えていますか。

- 議長（吉田眞悦君） 所長。

- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 管理は当然その仕様書とかそういう面ではかなり詰めたことでやっていかなきゃならないと思います。常時、常に受託業者と我々職員が常に打ち合わせをしまして、そのやる手法もいろいろな手法が出てくるかと思っんです、単純でなくて。受託業者と協議をしまして、あと民間ともいろんな手法があるんであればそれを検討いたしまして、あとはその履行確認もきちんと。考えていきたいと思っております。

- 議長（吉田眞悦君） 千葉議員。
- 1番（千葉一男君） 要するに仕事は単純化にしないと委託できないんです、基本的には。なぜかという、きちっと文書に書けるようにしないと。行為を。だからそういう意味で、単純化にしないでじゃなく単純化をして、ちゃんと文書に置きかえられるようにどうやってやるかということが一番大事だと私なんかは思っているんです。だから、だんだん1社しか応募ないなんていうことになる、やっぱりそこには本当の民間のいいところができなくなるわけですから。したがって、その辺の管理をするための、さっきの産業活性化のことで管理という言葉が初めてだと思うんです。物すごく大きい出てきたんです。どう考えているかっていうのを。改善をしていかないと、だんだん。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 当然その管理につきましては、結局その項目が多ければ多いほど不十分になる可能性があります。ただ、個別に進めてやるときに業務、仕様を個別に一つ一つ積み上げてそれでやる事業を打ち合わせしまして、こういった手法なのか、こういったことを個別の項目に対しましてこちらから働きかけまして、おのおのそこで情報交換をしながら積み上げていきたいと思っております。
- 議長（吉田眞悦君） 副町長。
- 副町長（佐々木 守君） まず、委託をするために丸投げするわけでございませんで、きちっとまず職員がその業務をきちっと把握をして、やっぱり受託した方々を監督できるように、まずみずからレベルアップしていかなきゃないと、管理能力が高めなきゃいけないということだと思います。それから、もちろん今所長が申し上げましたように受託業者との常日ごろの意思疎通、それから打ち合わせ、それからその報告というのは、常日ごろほうれんそうと言ってもいいでしょうけれども、これはやらなくちゃいけないだろうと。そのほかに、やっぱりマネジメントサイクルのPDCAをやはり日ごろから意識してその業務に取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに考えてございます。
- 議長（吉田眞悦君） 千葉議員。
- 1番（千葉一男君） これは一応企業会計ですけども、予算管理もしなくちゃいけない。行政ですから、予算を提案するときに数字だけでなく、やっぱりその辺の管理を明確に説明できるように理解できるような方法をやはり議会で出せるように個人的にはお願いをしたい。じゃないと、数字だけ見たってわからないわけですね。だからぜひそういうことまで深めて管理の実態を実現をさせていただきたいというふうに思います。

- 議長（吉田眞悦君） ほかに。佐野議員。
- 13番（佐野善弘君） 4番の委託業務というところなんですけれども、近隣の市町村でこのよ
うな一括の委託は既に取り組んでいるのか、美里町が最初なのかお聞きしたいと思います。
- 議長（吉田眞悦君） はい、近隣の様子。佐々木補佐。
- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） それでは、お答えいたします。
近隣ではお隣の大崎市のほうで現在水道の浄水場の運転管理、あとメーター交換及びメー
ター検針というような業務をそれぞれ分けて現在おこなっている状況でございます。
- 議長（吉田眞悦君） 佐野議員。
- 13番（佐野善弘君） その辺のいつから大崎市で取り組んでいるかわからないですけど、その
辺の情報というのは、やる前にいろいろよい点とか悪い点がいろいろあると思いますので、そ
の辺の情報をしっかり繰り入れた中で悪い点は外して、よいところだけやれるように段取り準
備したらいいんじゃないかなと思うんですけれどもどうですか。
- 議長（吉田眞悦君） 佐々木補佐。
- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） その辺につきましては、まさに佐野議員が今おっし
ゃられましたとおり大崎市にも何度か足を運びまして、メリット、デメリットは聞いてござい
ます。そういったものを考えながらできればと考えています。
- 議長（吉田眞悦君） もとい佐々木係長です。大変失礼いたしました。勝手に昇格させてしま
いました。
- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 今、佐野議員さんがおっしゃられました内容そのと
おりなんですけれども、大崎市に足を運びまして状況を教えられたりしてまいって生かしてい
けるような格好で今進めております。
- 議長（吉田眞悦君） いいですか。（「はい」の声あり）山岸議員。
- 12番（山岸三男君） 業務の効率化あるいは財政の軽減のために委託業務すること、そのもの
は確かにどこの市町村もそういう対応されているのはわかるんですけれども、ただ水道事業と
いうのは専門職の技術者が常に職員として配置していないと、委託業者にまるきり頼り切っ
てしまいますと職員との、副町長さっきコミュニケーションとってきちんとほうれんそうとい
う感じで進めるというのはわかりますけれども、肝心かなめの職員の技術者がいなくなってい
くと私はちょっと問題じゃないかと思うんですけれどもその辺、私もここ何年間この件で水道事
業にかかわってまいりましたが、その中で町職員の技術取得あるいは資格取得、ここ5年か10
年くらい水道事業に携わっていると資格もらえとかそういうことがあったんですけれども、

現在はその辺はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） 確かに委託することによって技術等が低下するんじゃないかという御心配なんですけれども、この業務につきましては個別に委託業者と私なりが職員も含めてその業務に携わっていくということで解決するかと思います。技術管理者につきましては、来年28年度に職員をちょっと研修させていただきまして、技術管理者の取得を考えているところでございます。（「何人くらい」の声あり）今は1名。（「一人だけ」の声あり）今は技術管理者いますけれども、そのほかに28年度に1人管理者を育てていきたいと考えております。（「今一人でしょう」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 今一人しかいないんですね。一番心配することはね、水道事業だけじゃなくて建設課も。取得者だとか専門職を町にきちんと置いていないと設計業務であれ、それを検証したり見積もりなんかきちんと検証できなくなってしまうんでないかと懸念があります。町としてきちんとそういう技術者を要請していかなくちゃいけないですよ。職員というのは必ず何年に何回かで異動してしまうんですね。その辺やっぱり専門職は専門職でそこさきっちり張りつけないと、町の業務って、あるいは町民住民たちのサービスとかそういうことをおろそかにならないようにぜひお願いしたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 技術管理者の件については、前からも議会でも出ていたことだからね。では、副町長。

○副町長（佐々木 守君） 山岸議員に言われるとおりでございます。先ほど私申し上げた受託業者を監督することができるというのは、やっぱりある一定の資格がないと、あるいは経験も必要でございますけれども、受託を見なくちゃいけないわけですので、所長さっき申し上げましたが、平成28年度にはまた新たに水道の技術管理者の資格を取得するというところで研修をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○12番（山岸三男君） ぜひそれで進めていってください。

○議長（吉田眞悦君） よろしいですね。（「はい」の声あり）吉田二郎議員。

○11番（吉田二郎君） 先ほどの説明で、ここ3年間30年度までは運転管理の部門とメーター検針と分けて業務をしていくというんですけれども、業務の目的ありましたけど31年度にはこれ包括的に委託するということは、さらにこれをまた一本化にするという解釈でよろしいですか。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

- 水道事業所長（早坂由紀夫君） その部分は今この３年間でいろいろ研究していきたいと思っています。こういう手法があります。全部包括的に委託するためには、そのメーター検針とか運転業務とか、漏水調査とか、それを含めて包括的に委託する手法があります、実際は。それを３年間かけてどういった手法が一番いいのか、それをいろいろこれから研究していきたいと思います。情報収集しながら。それでその中には料金徴収なんかも含めたいろんなやり方もあります。それを３年間かけてどういった手法が美里町に合ったものなのか、どれが一番理想的なものなのか、それを研究しながらということでございます。
- 議長（吉田眞悦君） 吉田議員。
- 11番（吉田二郎君） 必ずこのようなあれに向けていくという、確定ではなくて現段階ではいろいろ勉強しながら進めていくということで解釈していいですね。わかりました。
- 議長（吉田眞悦君） あといいんですね。（「はい」の声あり）我妻議員。
- 8番（我妻 薫君） 今の所長の説明だと、この文言ね、委託する方針といったらもう決めていますんですよ。今の説明だと委託する方向で取り組んでいくということでないのかな。（「方針と方向ね」の声あり）方針だったらもう、一方でもう包括って決めましたよっていうことで言っているもので。説明だとなんかそういう方向も含めてなんかね。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 大変申しわけないです。確かに方針というと決めたという形にとられるかもしれませんが、方向ということで捉えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。
- 議長（吉田眞悦君） 今後それらを検討してということだね。ほかに。柳田議員。
- 4番（柳田政喜君） 1点確認させてもらいます。メーター検針及び交換ですか。こちらのほうなんですけれども、（２）の業務内容でメーター検針業務とメーター交換業務、漏水調査業務はいいんですけれども、1番、2番、現在携わっている、委託しているとか、担当している業者さんは何社あるんですか。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 1社。（「1番」の声あり）1社です。（「合わせて1社ですか」の声あり）はい。
- 議長（吉田眞悦君） いいんだね。大橋議員。
- 7番（大橋昭太郎君） 限度額にかかわってくるかもしれませんが、2ページの18番、20番が30年度でゼロということはどういうことなのか。ここは必要ないというゼロなんでしょうけれ

ども。それから修繕費の25番の関係が結構高い予算額になっているんだけど、これらは計画的な部分でこの金額が必要だということになっているのか。

○議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。

○水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 大橋議員の質問に対しお答えいたします。

まず19番と21番、ゼロになっている。（「18番と20番」の声あり）失礼しました。ゼロになっている部分ですが、これはゼロになっている部分については、その年度はやらないでその次の年度等にやっていくというふうな内容で精査をかけております。また、それ以外のちょっと金額の分がふえているというのは、まさに先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、それぐらいの予算がほしいということでございます。以上です。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 例えば、18番の発電機の保守点検を例えばずっと継続でやっていたものを、例えば30年度は行わないで次年度やる。そういったような例えばその点検基準日などを見直して、この部分の予算を削っているという考え方なのか。例えば1年ごとにやっているのはわかるんですよ。柿ノ木平なんか36番の、ああこれは1年ごとにやっていく、それで間に合うんだろうということなんだろうけれども。例えば発電機なんていうのの点検がいざ災害のときに、今まで継続でやっていたものが飛ばすというのはどういうことなんだろうというふうに感じたものだから。活性炭もずっと継続で。プールごとにやっていたものだからどうかもあるんですけども。

○議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。

○水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 先ほど御説明した分とちょっとかぶってしまうんですが、当然それぞれ精査をかけまして、この年度はかけますがこの年度はやらなくてもいいだろうということで現在おりますし、あとは活性炭の部分につきましては、ことし活性炭を発注しております。活性炭は場所については3つほど活性炭の池がございまして、一気にできないものですから年度ごとに分けて活性炭をやっているという。そうするとそれから何年間は活性炭の入れかえをしなくて済みますので、その分は浮いてくるというような格好で実情に合った精査をかけています。以上です。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 発電機もそういう考えだということね。発電機の点検、大した金額じゃないかもしれないけれどもずっと継続でやってきたんだよね。災害時なんか、その取水の場所だと思うんです。

- 議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。
- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） それで同じような考えで、ということでございます。また翌年にはやるようなですね。
- 議長（吉田眞悦君） 考え方。あといいかな。（「いいです」の声あり）藤田議員。
- 3番（藤田洋一君） 最後の39番の塩素です。27年度、次亜塩素、ずっとないんだけど、これはどういう、今までもこういう形になっているのかその辺のちょっと中身がわからない。
- 議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。
- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 今、藤田議員のおっしゃられました39番の薬品費次亜塩素でございますけれども、これについては現在小島のほうにある塩素でございます、それぞれ別に計上していたものですから薬品費として薬品の中の塩素の部分と一緒に計上しまして一括で管理を委託するということにしました。
- 議長（吉田眞悦君） 27番と一緒にしたっていうことですね。（「はい、そういうことでございます」の声あり）はい。よろしいですか。ほかに。副議長。
- 15番（平吹俊雄君） 1番目のほうの運転管理業務委託料なんです、一括でやるというのはわかるんですけれども、債務負担行為の限度額がこれでいいのかどうかわかりませんが、この委託料で一番大きいのが10番のいわゆる浄水場等運転管理等業務これが一番大きいんですよ。だから私個人としては、これがもっと下がらないのかなという考え方でどうなのかなと思うんですが。というのは、今のままではその業種ごとに単品、業者に依頼していたと思うんですが、一括となればこの部分が人的にもさまざま考えられ、もっと安くなるのかなと思うんですが。あともう一つは、29番のバックホウの賃借料です。これも同じ数字がずっと出ているんですが、これも一括となればもっとこれ下がってくるのかなという、考えていた。どうなのかなと思うんですがその辺お伺いしたいと思います。
- 議長（吉田眞悦君） 係長。
- 水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） それでは、副議長の質問にお答えします。
まず、10番の浄水場の運転管理業務に関しましては、これについてはそのほとんどが人件費でございます。それで人件費なものですから、なかなかちょっと変えることが困難な状況でございます。あと、29番のバックホウの賃借料につきましても、これについては機械の賃借ということで金額的に決まっているものでございましてこのような形で設定させていただいております。
- 議長（吉田眞悦君） 副議長。

○15番（平吹俊雄君） 10番の人件費がほとんどだとなれば、でもこの1からいわゆる39まで一括して今度委託するということになれば、この辺、こういう考えでもあるということはいいいんですが、もっと安くならないのかなという考えで私の考えはそうなるんですよね。要するに会社全体が網羅してくると思うんです。ですから今までは何人、何人って不足の人数の中でやっていたと思うんですが、今度は全体の会社全体の職員なり社員があれば、それなりに流動的にできるのかなと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） これは契約金額でなくて、町としての考え方と今までの実績あるいはその知識上かかるということで積算した金額なので、あとは受ける相手が副議長も言われたように一括だと、仮にこれが予定価格だとすれば、この基本的にはこれ一般競争入札ということになると思いますので、そうすると受けた側でどれだけ下げてくるかということと、それからこの委託業務の中に人件費の分とそれ以外の分があるので、人件費だと特に運転業務だとかやっぱりそれなりのレベルの人たちが来ないと機械がうまく動かせないということもありますので、人件費だけを急激に切り下げるといことは多分できないので、ある一定の歯どめをかけながら入札であとはこれから5%なのか10%だかわかりませんが、何ていうか受ける方々がそこで金額を抑えてくる分に御期待申し上げるという部分ではないのかなと思うんですけれども。町としては、これくらいの予算を確保しないと業務発注にはちょっと支障があるのではないかという判断をしたわけでございます。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。（「はい」の声あり）いいですね。（「はい」の声あり）4点目の債務負担行為の追加につきましては、以上ということにさせていただきます。

この際、暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開いたします。

ただいま、福田議員戻られましたので午後から参加ということでございます。

次に、5番目の水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに入ります。

それでは、早速説明を所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） 引き続きよろしく願いいたします。

水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。地方公営企業会計制度の

見直しの経緯という部分からです。

その中で、まず3の会計基準の見直しです。一番最後の部分の適用、平成26年度予算及び決算から適用ということになってございます。

次のページです。

資本制度の見直し。 です。利益の処分ということで、現行と改正が載っておりますが、改正のところで条例または議決により可ということで、利益の処分は美里町の場合議決をいただくということになります。

その次のページです。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等の経過措置ということでございます。この箱の中の例の 、資産と補助金等の対応関係の把握が可能な場合でみなし償却を行っていなかった場合。旧みなし償却規定を適用した場合の帳簿価額との差額に相当する額について、資本剰余金から利益剰余金に振りかえるということでございます。そのかわり利益剰余金に未処分利益剰余金が発生したということになります。

次のページです。

資本剰余金の移行に係る利益剰余金の振りかえということでございます。補助金等の対応分といたしまして15億8,342万608円が補助金等対応分としてございます。その中の次にその下のみなし償却分、これが3億2,570万8,180円。その下の減価償却累計額のほうが全償却分がこれがみなし償却を行っていない部分です。先ほど前で言いました例の です。ここが資本剰余金から利益剰余金に振りかえるということになります。これが、1億9,866万7,838円ということになります。先ほど言いました補助金等対応分15億につきましては、長期前受金として繰延収益に計上でございます。収益化累計額といたしましては、先ほど言った3億2,500万と1億9,800万を入れたものが5億2,437万6,018円ということになります。それを差し引きますと9億8,396万6,590円です。そして先ほど言いました1億9,866万7,838円これが利益剰余金ということで右側にきております。資本剰余金から振りかえた未処分利益剰余金。そのほかに建設改良積立金から振りかえた未処分利益剰余金ということで5,633万5,044円があります。この建設改良積立金から振りかえた未処分利益剰余金となっておりますが、改正前はこの積立金を使った場合は資本金に組み入れていたものが今回改正になりまして未処分利益剰余金になるということでこういうふうに記載させていただいております。その合計額が2億5,500万2,882円で、その下の当年度純損失補填額が赤字分です、赤字分の142万4,471円を引きまして2億5,357万8,411円が未処分利益剰余金ということの形になっています。

その次のページです。

剰余金計算書です。これが先ほど言った2億5,357万8,411円。先ほど言った建設改良積立金についてですね、その部分の5,633万5,044円が資本金へ組み入れると。それで残った分、減債基金の積立金に1億6,724万3,367円。建設改良積立金への積み立て3,000万円ということで、その未処分利益剰余金2億5,357万8,411円はゼロというふうに、この処分後はという形になるということでございます。以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） これは単なる制度改正ですね、現金の伴うものではございませんことを御理解をお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 長々説明をぴんとこないかもしれませんが、今言われたようにこの公営企業法の中の企業会計の制度改正ということに伴うものだということが1つと、あとこれは今までの補助金絡みで累積した関係の減価償却みなし償却分全償却分の関係があるということで、現金2億何千万現金が余っていますよということではないということをもまず御理解をいただきたいというふうに思います。ちょっとこれはやはりきちと皆さん理解をしていただかないと、なかなか議会の本会議の中でも当然これ議案として出てくる部分ですので、ちょっと迷いのないように皆さんきちとこ質問をしながらお願いしたいと思います。何か皆さんから聞いておきたいこと、何を聞いたらいいかわからないかもしれないけれども、大変難しいというか今までにないことなので。補足は何かありますか。もっとわかりやすいような。簡単にわかりやすいような。山岸議員。

○12番（山岸三男君） 議長言うとおり私もいまいち理解がはっきりできないんで、ちょっと私の知る範囲内の確認をさせてください。

4ページの下の部分で、建設改良積立金を使用して補填した場合の処理というところ。改正前と改正後とあります。それで改正前のほうは、5,633万5,044円は前は資本金に組み入れるという形で、改正後は資本金に入れるのではなくて未処分利益剰余金っていうほうで処理するという、そのまず考え方というか受けとめ方でよろしいんですか。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） ちょっとこの改正前と改正後のとおり今までは資本金に入れたものを一度未処分利益剰余金に入れるという、そこからがスタートになるということでございます。

○12番（山岸三男君） 剰余金という受けとめ方で、私たちも剰余金っていうとまず余っている

金だよというふうな受けとめ方なんだけれども、現実的にはこれは現金があるという意味ではないという説明ですよね。ということは、この金額はどういう扱いになっているのでしょうか。現金でなくて、単なる剰余金って書類上のということなのか、予算上の受けとめ方なのか、その辺の説明を。

○議長（吉田眞悦君） 齊藤次長。

○水道事業所次長（齊藤くみ子君） これは今度の法改正によって出てきた剰余金でありまして、現金がふえたわけではないので、予算上貸借対照表の現金がふえたわけではなくて未処分利益剰余金という項目にこの金額が出てきたということになります。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） あくまでも書類上ということ。（「書類上です」の声あり）そういうふうに受けとめてよろしいんですね。

○議長（吉田眞悦君） 前原議員。

○14番（前原吉宏君） 要は地方公営会計の組み替えるということで理解していいと思うんですが、今言った要はバランスシートだと思うんです。その提示をしていただくとよりわかりやすくなるのかなと。相手科目があれば理解も早いのかなと思うんですが、どうでしょうか。（「皆さん決算書をお持ちでないんだよね、きょうね」の声あり）それを見れば多分。

○議長（吉田眞悦君） そこさ、ちょっと今休憩するからそこをコピーしてもらって。そして皆さんに配付してわかりやすいように説明をしていただくということで。

暫時休憩します。再開は50分にします。

午後1時40分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

それでは、なおさら今貸借対照表の再度わかりやすく説明をしていただきますので。再度、次長。ゆっくり大きい声でね。

○水道事業所次長（齊藤くみ子君） 貸借対照表の資産の部のうちの減価償却についてその中の償却資産の補助金とあと一般会計からの繰り入れになる資産の増加についての貸与分ですね。資本剰余金相当分についての償却分がその全体の総額の中の5億2,437万6,018円になります。そのうちの資本剰余金相当分の減価償却をした分が、次のページ繰延収益の収益化累計額の総額になります。そのうちのみなし償却分と全償却分を分けますと、全償却分については資本剰

余金から利益剰余金のほうに振りかえるということで、１億9,866万7,838円が利益剰余金のほうにかえることができる。（「かえってわからないな」の声あり）（「わかりません」の声あり）

○議長（吉田眞悦君）　ちょっともう一回だな。所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君）　私もあれなんですけれど、11ページの繰延収益ございますね、これが資料の上の繰延収益長期前受金ということで、これが合致するわけでございます。ここであと当年度分未処分利益剰余金（２）の２です。11ページのところに２億5,300万ということで形にはここで出てきております。数字的にはこの部分が一致する形になります。ということです。

○議長（吉田眞悦君）　山岸議員。

○12番（山岸三男君）　今のこの資料、後でもらった11ページの剰余金の（２）の利益剰余金、イロハの八、八の建設改良積立金3,951万1,353円。それと、あと口の利益積立金145万4,281円足しても4,000万ちょっとなんですけれども、私の知りたいのは最初の説明の5,633万5,044円、これの数字がこのページにはどうしてもその数字が出てこないんですけれども。どこで合わせればいいんですか。

○議長（吉田眞悦君）　齊藤次長。

○水道事業所次長（齊藤くみ子君）　決算書の３ページの資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源なんです。（「３ページないんですけれども」の声あり）決算書の３ページ。（「決算書ないから」の声あり）

○議長（吉田眞悦君）　所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君）　ですからですね、建設改良積立金が前年度末で9,584万6,397円とあるんです。9,584万6,397円。それで、先ほど齊藤が言いましたように5,633万5,044円を財源として使ったわけです。それで残りが差し引きしますと3,951万1,353円になるという。この数字はですね。11ページの数字はその数字になるという。（「建設改良積立金」の声あり）あと145万4,281円というのは、利益積立金が残額として残っているということです。まず前年度の残高が2,474万7,337円から2,329万3,056円を差し引きまして、これは残りが145万4,281円ということになります。ですからそれは決算書の中には、資料としては入っています。（「これだけは145万4,000円というのは現金として」の声あり）利益積立金の中の積立金として残っている。（「現金として積み立てる」の声あり）現金とかそういう意味じゃなくて、その差し引きで残高として残っているという。（「よくわかんない」の声あり）

- 議長（吉田眞悦君） ほかにはありますか。これ議案として出てくるものですからね。（「なし」の声あり）では、５）についてはよろしいですね。それでは、水道事業会計の未処分利益剰余金の処分については以上といたします。

それでは、次に最後ですけれども６番目の水道事業の財政計画の見直しに移ります。それでは、説明。所長。

- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 最後になりますが、水道事業財政計画の見直しについて御説明を申し上げます。

財政計画の見直しについてということで、今回の見直しにつきましては収益的収支の料金収入についての見直し、それから収益的収支の経費で材料費から委託料への記載の変更をいたしました。給与につきましては、平成31年度からの業務の包括的委託を考慮いたしまして、職員１人分の減員を見込んでおります。資本的収支につきましては、事業内容の見直しを行いました。

１番として、収益的収支でございます。平成27年度、の料金収入につきましては収入が伸びませんで、今後も減少すると見込んであります。につきましては、材料費から委託料に変えたということであります。につきましては、業務の包括的委託に伴いまして職員１人減員して利益の確保に努めるための計画といたしております。

２として、資本的収支についてです。平成27年度は、事業内容の見直しにつきましては緊急遮断弁設置ということを組んでおりましたが、その前に配水池本体の耐震補強を取り組むこととして、耐震診断とかやりまして耐震補強を取り組んでいきたいという事業の部分です。それによりまして企業債とか出資金とか補助金、建設改良費について変更いたしております。老朽化ですね、更新の事業も優先的に継続して行ってまいりたいと思います。

今後の見通しということについてでございますが、26年度の料金収入につきましては決算見込額が６億4,182万9,000円に対しまして、決算額が６億2,951万円で決算比として98.08%、収益的支出の決算見込額７億32万9,000円に対しまして、決算額６億9,427万8,000円で決算比99.14%となっております。

料金改定を実施したものの料金収入が伸びておりません。

平成26年度純利益見込額249万円に対しまして、142万5,000円の純損失になっております。

当年度純利益または損失に関しましては、26年度現行の計画では平成27年度から平成32年度までにおいて4,677万1,000円の純利益を見込んでおりましたが、見直し後の計画では3,014万2,000円の純利益となり、1,662万9,000円の利益減の計画となっております。

次に表になります。1 ページですが、これが 1 ページは27年度の見直した計画でございます。この中で、まず料金収入ですね、この収入の欄が次の 2 ページの、これが昨年度作成したものでございます。比べてみますと、先ほど言いましたとおり26年度は落ちているということでございますが、27につきましても昨年のときは6 億3,824万でございましたが、今年度は6 億2,662 万3,000円。それから28年度も6 億3,500万として6 億2,400万、29年度は6 億3,300万に対して6 億2,100万です。それから、30年度は6 億3,000万あったものが6 億1,900万、31年度は6 億2,700万あったものが6 億1,500万、32年度は6 億2,439万7,000円が6 億1,409万1,000円という形になって料金収入が昨年度計画書よりもかなり落ちているということです。それが数値的な主な部分になっています。

収益的支出でございますが、職員給与費は先ほど言いましたように30年度は5,456万ですが、31年度は4,502万4,000円、ということで人件費を1 人分減らしてあります。それから、動力費でございますが、26年度決算で1,636万4,000円ですが、前年度は1,550万7,000円を見込みましたところ料金改定の関係上動力費が上がって、27年度以降も1,690万で推移するだろうということでこれも昨年の数値よりも上がっております。修繕費につきましては、ちょっとことし多かったんですけども27年度は1,263万9,000円。それ以後は昨年と同様1,040万でございます。それから新たに委託料がこの欄に加わりました。材料費から委託料に項目を変えております。委託料の集計的にはこれが現実的にふえてございます。26年度で1 億534万6,000円が決算額ですが、27年度の見込みで1 億1,500万、1 億500万ずつずっと続いて31と32が1 億ということで計画をしております。受水費につきましては、26年度決算で2 億243万9,000円ですが、若干これから下がるだろうと、当然給水収入による不足が受水費が下がるということで27年度以降。それからあと減価償却費は当然毎年構造が変わっております。支払利息は年々こうしてまいる予定でございます。経常損益でございますが、26年度が482万8,000円に対して27年度が341万8,000円ということで400万、500万、200万、1,000万、1,100万ということで32年度まで一応この中では経常損益的には一応プラスにはなるだろうという予測をしております。

特別損益ですが、26年度は625万3,000円あったんですが、これは制度改正によりまして期末勤勉手当が特別損益になりました関係上26年度はそうなんですが、27年度以降はそういうことありませんので、固定資産売却損が主になっています。水道事業所の売却のやつ関係です。それが30年度で終わりますので、31、32はその分減っております。

当年度純利益でございますが、26年度は142万5,000円の赤字だったものが27年度は159万5,000円、246万8,000円、333万3,000円、44万5,000円、31は1,075万4,000円、32は1,154万7,000

円というふうには計画をしております。

これが収益的収支の部分になります。

次の３ページになります。

これは資本的収支です。この３ページに入る前にちょっと一番後ろ７ページ。

上の段が26年度、下の段が27年度です。先ほどお話ししましたように、平成28年度で緊急遮断弁というところで先ほど予定しておりましたが、下の欄の28年度を見ますと1,700万の配水池耐震診断を行って。緊急遮断弁より前に耐震診断をするということになりました。それでこの部分が、遮断弁のところは今回は遮断弁は後にやるということで配水池の耐震補強関係を先に進めるべきだということで変えてあります。29年度は基本設計です。30年度が桜木配水池の補強、31年度は蜂谷森配水池の補強事業、32年度は柿ノ木平の配水池の補強事業ということで組んであります。ですから緊急遮断弁につきましては、この事業が終了した後に緊急遮断弁の事業を取り組んでいきたいと考えております。

それでは、その上のこの事業の上が老朽管の更新の事業になっております。一番上の数字が総額になっております。それが先ほど言った資本的収入のほうに入り込んでいます。資本的収支６ページですね。３ページですね。建設改良費が先ほど言いました、先ほど言いました建設改良費が７ページで一番最後のページで見ました総額が建設改良費の数字になっております。企業債とかにつきましてはそれに見合った分を計上いたしております。

そこでその一番下の翌年度繰越額があります。これが26年度決算で２億3,820万9,000円がこれが翌年度27年度で前年度繰越額ということでここに出しています。そこで計算していきますと、平成31年度には繰り越し財源がなくなるという、三角ですね。財源が確保できないような状況になっております。

おおまかにはこういうことですのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

- 議長（吉田眞悦君） 財政計画のほうの見直し、事前に資料を配付いたしておりましたので目を通してきていただいたかと思いますが、何か財政計画のほうで確認しておきたいことは。福田議員。
- ２番（福田淑子君） これは新しい水道事業財政計画というふうに見てよろしいですか。（「27年度の作成したと」の声あり）前に出したのは変更します、見直したということですか。（「そうです」の声あり）では、この表題がいつからいつまでなのかきちっと、ただ単に差しかえればいいというものではないでしょう。新しい水道事業財政計画といって見ていいということなのか。それがどこにも書いていない。全協の資料としてただ来ているだけですよね。

- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 一応その財政計画の見直しについて１ページ目に文面で。見直したということで見直しをしている。
- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- ２番（福田淑子君） 水道事業財政計画という新しいものですね、見直したやつ。それは何年度から何年度までのやつだって、きちっとその表題がないという話をしているんです。見直しはわかっていますけれども。前いただいているので。
- 議長（吉田眞悦君） 年度いつまでなのやということの表示がないんでないかという。所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） いつからいつまでというのは27年度で見直した27年度から32年度までの数値が、26の決算も絡みますが27年度から32年度までの見直しでございます。
- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- ２番（福田淑子君） これを一目見て何年度から何年度ですと、水道事業財政計画を変更したんだから、その表紙を見てわかるようにしないとだめだと思うんです。その辺は。
- 議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 今後そのような表示の仕方を工夫していきたいと思います。（「今後じゃなくて、今後の話でない」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 今回だからここに例えばここさ何年って入れるのかってということさ。そしてそれはいつの時点でのことということだからさ。要するに表紙のことだから、中身でなくて、今の話はこの表紙だけの話だから。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） それではこの表題につきましては、平成27年度から平成32年度までということに記載しまして議会の初日にお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。
- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- ２番（福田淑子君） ちょっと教えていただきたいんですけれども、財政計画見直しの１ページ目、２の資本的収支について。緊急遮断弁設置の前に耐震補強に取り組むこととしたというふうにあるんですけれども、一番最後の事業計画見ると、例えば桜木耐震補強事業の遮断が先に、平成28年度に緊急遮断弁設置というふうに（「26年度だな」の声あり）（「こいつは上の表は26年度の計画ですから、27年、下の表」の声あり）27年ね、はい。それで、この見直しが事業はこんなふうに変わりましたよと、この１ページに読んで自分で探すんじゃなくて、今回

見直しはこれはこれのほうに変わりました、これはこのように変わりましたという、ただ数字だけでなく事業の中身もう少し丁寧に説明するべきだと思うんですね。それがわからない。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） 見直しについてということで、文書的には緊急遮断弁設置の前に配水池本体の耐震補強に取り組むとただ記載しただけですけれども、事業的には緊急遮断弁設置という、配水池の今状況がどうなっているのかということが喫緊の課題であろうと。この課題を解決する。遮断弁をつける前に解決していかないと、災害の場合に対応できるかどうか。確信を持っていきたいということで耐震補強関連に事業を変えて緊急遮断弁をその以降にというふうになりました。

○議長（吉田眞悦君） あのね、違うのさ。言っていることは、その変わったことについてはそれはそれで事業計画の変更でいいんだけど、こういうやつで見てすぐわかるように前年度と対比したときに例えば変わったところさアンダーライン引くとか、色を変えて表記するとかってすればなおさらわかりやすねということだから。だから、例えば対比としてこの27年度、26年度ということで収益的収支も資本的収支もだし、あと工事の関係するやつも一番最後に載っているけれども、ただその変わったところをすぐわかるように、前にも赤く表示したり青く表示したりとかっていうことをやったこともあったんだけどさ。そういう表示をしてもらえれば、ここが前回の計画と変わったんだなというので一目瞭然でわかるだろうということを言っているわけだから、今後つくるときにはその部分も加味して考えてください。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員あとはいいの。

○2番（福田淑子君） いいです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 7ページの資料についてあります。（「7ページ」の声あり）はい。これに関して最初に申し上げますけども、有収率は73%ぐらいですよ、74.8%だ。この説明の中で25年度の（聴取不能）けども収入は思ったより上がらなかった。年ごとに収入が減っていきますよね、有収、使用料。これは人口減少を考えての予算減ですか。

○議長（吉田眞悦君） 料金収入。所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） 料金収入は人口減を加味しておりますが、今節水の器具がすごい普及してまして、1世帯当たり水ほとんど使わないようになっているんですよ、使う量が少くなっている。だから世帯的にはふえる要素はございますが、人口減少とその節水の部分と絡めまして料金収入を下げております。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 人口減少も考えてだとかいうわけですね。それで、問題は一番低いのは（聴取不能）。これは1日に2,000トン無駄なときもある。（聴取不能）。1日に2,000トンの水が使われないで漏水している。それで7ページで何で言ったかということと老朽管の交換のことがあったから。26年度のほうは見なくてもいいんですね、27年度以降でおおむね8,000メートル交換するとなっているんです。その8,000メートルの老朽管の更新、これ以外に更新する管はないんですか。32年以降も続きますか、この交換は。石綿管の交換。32年をもって終わりならそれでいいんです。ただ32年後も続くとすればどのくらいあるのかなって聞きたいんです。（「32年以降の話ですね」の声あり）以降です。（「要するにいつまでかかるかという」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。

○水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 私からお答えします。

石綿の更新計画につきましては、今回の事業計画の中では32年度までとなっておりますけれども、石綿の更新計画につきましては34年度まで、まだ残り2年残っております。それで34年度には全て完了させるということで、おおむね32年度の段階で残延長は3,000メートルほど残るような格好で今考えてございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 32年度に3,000メートル。1,440メートルじゃない。（「これは1年でやる」の声あり）今、3,000メートルって言わなかった。（「だから34年度までの2年間で3,000メートル残りますと」の声あり）あっ、これが残る。3,000メートル残してだね。ごめんなさい。（「33、34年度でということです」の声あり）わかりました。町長、合理化の限界もきていると思うんです、収入が少なくなる、そして老朽管を交換しなくちゃならない。そして水道事業所が持っている30何億円かの公債でしょ。そして1年間に利子はことしは8,000万、そしてことし返す金は1億84万。どうしても借りがふえている。そして利子がふえている。だからそうなってくると水道事業、企業会計だからやれと言ったってはっきり言ったら無理じゃない。私一般会計のほうから利子をかけないような、繰り出せと言わないから、貸し付けるくらいの考え方を持たなければ企業会計大変だろうなと思っていたんですよ。どうでしょう、町長。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） 私もよくわかりませんが、こういうふうな特別会計は繰出基準というのがしっかりとあるもので、やたら足りないから一般会計から繰り出しをしてそれでまかなうってというような、そういうふうな方法はとれないんでない。とれるの、法的に。その辺、

説明して。

- 10番（橋本四郎君） 俺、繰り出して言わない、繰り出したらやってしまう、繰り出しでなく貸し付けるんだよ。法律を守ってこう言ったんだよ。繰り出しはできない。
- 議長（吉田眞悦君） 一般会計から貸し付けで何ぼでも水道事業所のほうの経営をとということだね。所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 独立採算でやらなきゃない水道事業でございますので、一般会計からでなくて自前で何とかしなきゃないということで考えざるを得ないと。
- 10番（橋本四郎君） 法律的にできませんか。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 貸し付けは通常はではないんですね。
- 10番（橋本四郎君） それ調べてください。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 借りることは可能ではあるかと思いますがけれども、基本的には独立採算でやらざるを得ないんだろうと。
- 議長（吉田眞悦君） 独立採算で頑張るっていうことでしょうか。
- 10番（橋本四郎君） 限界だろう、でいいです。
- 議長（吉田眞悦君） ほかに。山岸議員。
- 12番（山岸三男君） まず2点確認させていただきます。先ほど緊急遮断弁の設置を1回先送りして、その前に配水池の耐震診断、補強工事のほうを優先するというお話なんですけれども、耐震補強工事がそれだけ今やらなくちゃいけないくらい緊急的な状況になっているのかということと、あともう1つは（「いや、1つで」の声あり）それをまず。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 耐震補強工事につきましては、耐震診断を待ちませんという状況になるかわかりません。だからまず耐震診断をすると、その結果を踏まえましてどの程度の部分が補強工事しなきゃないという判断をすることになると思います。
- 議長（吉田眞悦君） 違うな、山岸議員が言っているのは、予定を変更してまで耐震のほうを優先しなきゃないくらい切迫しているのかということなんです。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 今、配水池はこの前の地震以降一応もってはおりますが、その後の経過をまだ調べておりません。ですので、それがまずどのぐらいの状況なのか確認しないと緊急遮断弁はその後の話です。大体本体がだめなのに緊急遮断弁だけ直すという話はないですから本体がどのような状態なのか、この前の地震以降調べておりませんので、目視ではやりましたが診断的なものはやっておりますので、それがその理由だということでございます。

- 議長（吉田眞悦君） きちっとした診断を優先したいということでしょう。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） はい。
- 議長（吉田眞悦君） 山岸議員。
- 12番（山岸三男君） 震災終わってからもう3年と4年近くになっているんだけど、その状況の中で目視でもプールから水漏れているとか、管がやられているとか、そういう状況ではないんですね。ただ、どうなんですかその辺。
- 議長（吉田眞悦君） 誰、どなた。現状をほら。所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 目視的には、今の現状では大丈夫だというふうになっています。ただし地震後きちんとしたものをしないと今後どこまで使い続けなきゃいけないということございますので、耐震診断しながら現状を把握したいということでございます。
- 議長（吉田眞悦君） 山岸議員。
- 12番（山岸三男君） 将来の不安を取り除くためのまず耐震診断をしていただいて、それに基づいてあと工事に入るか入らないかを判断するということによろしいんですね。もう1つ。
- 議長（吉田眞悦君） 山岸議員。
- 12番（山岸三男君） さっき緊急遮断弁設置、これ29年度旧と新となっていますけれども、現在緊急遮断弁は設置されているということによろしいんですか。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 緊急遮断弁は設置しておりません。
- 議長（吉田眞悦君） 山岸議員。
- 12番（山岸三男君） 旧と新という意味が1つ教えてほしいのと、緊急遮断弁の意味と目的というのはどれだけの、要するに緊急というぐらいですから緊急のときにとめるための弁ですよね、単純に。それを優先しなくていいのかなっていう疑問を感じたんですけれども。
- 議長（吉田眞悦君） 所長。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 緊急遮断弁というのは、地震の場合配水池の水を流れないようにとめる部分を細工しています。結局それがないと配水池から漏水しているとそのままずっと流れていきます。それを防ぐために地震が起きた場合に、その配水池から流れる水をとめるということが緊急遮断弁です。
- 議長（吉田眞悦君） あと新と旧。
- 水道事業所長（早坂由紀夫君） 新、旧というのは、新しいのと古いほうの配水池があるということです。新しい部分と古い部分の。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 今現在はこの遮断弁はついていないと、そして地震とかそういうときは要するに自動的にとまる装置ということによろしいんですか。

○議長（吉田眞悦君） 係長。

○水道事業所原浄水係長（佐々木 聡君） 私からお答えします。

緊急遮断弁につきましては、ある一定の震度、あと水の流れ、そういったものがあれば自動的にとまるようなシステムとなっております。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） わかりました。もう1つ。確かに耐震診断をしてというのもあるけれども、耐震診断してここ数年で逆にね、地震のほうが来たときに、緊急にとめるほうがそっちを設置したほうが先でないかなって私は思ったんだけどもね。それは課の判断だと思うんですけども、やっぱり所長は耐震診断してそっちの後に緊急遮断弁をつけたほうがいいという考え方なんですか。

○議長（吉田眞悦君） 所長。

○水道事業所長（早坂由紀夫君） そうですね、そもそも配水池というのもかなり年数がたっているんですもう、そもそも。ですから、耐震診断をしていないと今後のことを考えますとすごく不安になります。ですからそこでその不安を一回抑えたいということで耐震のほうを選びました。（「わかりました、いいです」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） ほかに。よろしいですか。（「はい」の声あり）ちょっとこれの製作の手法なんだけれどもさ、これさっき言ったように変わった部分さ、赤ペンなり。前にそうやって出したことあるんだから、ちょっと一番最後のこの事業計画だって変わった部分をさ、色で印字してもらおうとすぐにわかるからもし可能であれば。前年度と変わった部分で。（「全部アンダーラインになる」の声あり）全部つながるか。わかりました。そのほうが見やすくて皆さんが納得しやすいのかなと思ったからさ。財政計画は毎年度見直しをかけていくということだよ。来年に向けて検討まとめてみてください。

以上で、執行部からの要請されました協議事項については以上といたします。

あと、ちょっと議員の皆さん。いろいろ連絡事項等御相談等ございますので、10分間休憩の後に行います。

再開は2時40分。

午後2時29分 休憩

午後 2 時 3 8 分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

これから、一応議会の連絡事項とか、ちょっと相談ということに入りますので、まず最初にちょっと議案書等のきょうの全員協議会絡みのものもありますが、その訂正があります。それについて総務課長より説明をいただいて、お願いします。

- 総務課長（伊勢 聡君） 本日、全員協議会では 6 点の協議事項につきまして、長時間にわたり御協議をいただきまことにありがとうございました。

さて、今議長さんからお話ございましたが、今回の 9 月議会でお渡ししました決算書並びに議案に一部修正等がございましたので、この場で御説明を申し上げまして御理解をお願いしたい次第でございます。

まずもって、平成 26 年度の決算書でございます。この決算書の水道事業会計の 9 ページでございますが、ここに平成 26 年度美里町水道事業剰余金処分計算書（案）というふうなタイトルでございます。水道事業会計の 9 ページでございます。本日、全員協議会で説明させていただいた関連でございますが、それでこのタイトルの計算書（案）と最後に入っていますが、これ（案）ないのが正しいのでございます。当方の間違いでございますので、これを削除をさせていただきたいというふうなのが 1 点でございます。

それから、2 点目でございます。議案書でございます。議案書の 77 ページ、議案第 61 号権利を放棄することについてということで、本日協議事項の 1 点目権利を放棄することについて関連でございますが、全員協議会で防災管財課長からお話をさせていただきましたが、まずもって今回議案書の 1 番として債権の内容が美里町営住宅使用料、訴訟費用及び執行費用と 3 点書いてございましたが、ここに住宅使用料の次に賃料相当損害金ということで、全員協議会で説明させていただきましたが、不法占拠のときの家賃につきましては住宅使用料ではなく賃料相当損害金が正しいということでこのように訂正をさせていただきたいのが 1 点でございます。

それから、2 番の債権額というふうにございますが、こちら今お渡ししている金額の合計が 393 万 6,000 円となっておりますが、これも午前中に全員協議会で説明させていただきましたとおり、393 万 5,500 円と 500 円減になります。この原因といたしましては、賃料相当損害金には督促状を出すことができないということでございまして、督促手数料 500 円減になりますので 393 万 5,500 円というふうになるものでございます。それから、2 行目に町営住宅の明渡訴訟に要した費用というふうな文言で記載をさせていただきましたが、この部分について訴状と同じ表現をする

ことが正確で正しいというふうに認識をいたしましたので、こちらの表現を町営住宅に係る建物明け渡し等請求訴訟に要した費用というふうに正しく整理をさせていただきたいということでございます。それから、3行目でございますが、これも訴状と同じように整合性を持たせたいというふうに思っておりますので訂正をお願いするものでございます。今は町営住宅の強制執行に要した費用というふうになってございましたが、これを町営住宅明け渡しに係る強制執行に要した費用というふうに訂正をさせていただきたいということでございまして、この議案1ページ分について差しかえをお願いしたいというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） ということで、今説明いただきました。きょうの全協の資料の差しかえ等との絡みと水道事業所の関係ということで、それできのう議運でもその一部話をしました。それで、初日一般質問であります。持ってこない方もいると思いますので、今あえて皆さんに議案書と決算書、それを持ってきて初日に今言われたような差しかえ及び削除の訂正をするということにしたいと思いますので、1日の日に議案書及び決算書を持ってきてください。よろしいですね。

○総務課長（伊勢 聡君） どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉田眞悦君） それでは、次に美里町農業振興対策会議委員の推薦ということで、それで当議会として決め方としてですけれども、小牛田地域、南郷地域から一人ずつ出すということで今までお願いしてまいりました。それで今般、赤坂議員が辞職されたということで南郷地域のほうで欠員が生じているということで、相澤町長のほうからそれを一人推薦してくださいということで文書がよこされました。それで、この件について小牛田地域について宏通君かな、それでそっちは変わりありません。それで、南郷地域の分ちょっと私からの指名ということにさせていただいてよろしければそのようにしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）では、大橋議員に赤坂さんの後任ということでお願いしたいと思います。ここで決めれば、以上ということになりますので。では、そのように農業振興対策委員には大橋昭太郎委員ということにさせていただきます。では、大橋議員よろしくお願いいたします。

次に、前にもお話しておりましたが、28年度にかかわる町村対策要望、県の議長会で8月いっぱいということで前にお話していなくて議場の特別委員会のときでしたか、もう一度皆さんにお諮りをしたという経緯がありましたけれども、それで本町議会としてその中から出ていた1項でありますけれども、昨年も同じものを一度出してはいるんですがまだ結論が見えないということで、再度乳幼児等医療費助成制度の拡充についてということで、この部分3歳児ま

でしか宮城県はなっていないと、本町では町費を使いながら中学校までということにしていますけれども、その件につきまして再度美里町議会として県の議長会を通じて県のように要望するということにさせていただきますので、それも御了承をお願いしたいということです。よろしいですね。（「はい」の声あり）（「１つだけということですか」の声あり）１つだけ、今回は。

それと、次にこれも前に口頭でお話しておりましたけれども、子ども議会ですがこれは開催日だけは決定いたしました。それで、11月24日午後にしたいと。それで、ちょっと詳細についてはこの間も議場を確認したりなんなりということで先生方もおいでになりましたけれども、今煮詰めている最中でありますので、この日にちの決定以外はちょっとまだわかりませんので、あとまた何らかの機会で決定した事項については皆さんにお知らせをして協力体制をしいていきたいというふうに思っておりますので、あわせてお願いしたいと思います。その件はよろしいですね。（「はい」の声あり）

あと、これから９月定例議会の中で決算審査を行います。その中で、課長の、町長の相対的な説明の後に詳細説明、課長さんがしておりますが、余り長くならないように。一応、今書類等が完備されていますから、施策の成果とかみんなそれをきちっと見ていただければ、ある程度のことはみんなおわかりになるはずですので、それで課長の詳細説明についてはまず不用額が多いものとか、あと未執行のもの、それと今回は26年度ですから26年度事業の新規事業とあと既存事業でも特に大きく途中で増減したものと、あとは特に課としてはこれはやっぱり説明しておきたいというものだけでいいよということに伝えておりますので、それでこのとおりやっていたら今まで以上もっとわかりやすいというか、簡素的な説明で終えることができるんじゃないかということで、一応そういう説明でいいよということで伝えておりますので。

あと皆さんは、さっき言ったようにいろんな書類を照らし合わせながら分科会に臨んでいただくというふうをお願いしたいと思います。

では、私からは以上で。あと局長。

○議会事務局長（吉田 泉君） 御説明させていただきます。

まず、先ほどお手元のほうに規則の改正と例規の改正等のやつと、議会報告会のほうの、この前特別委員会のほうで議会報告会の班編成です。一番最終のやつです。構成を入れたやつはもうお配りしておりますが、副座長まで入った最終版を本日配付させていただきました。ほとんど前のと。四角になっているかなっていないとか、そういう部分だけ確認です。

あとお手元の例規の改正になります。こちらにつきましては、標準の会議規則のほうが改正

になっておりまして、6月の議会運営委員会のほうに諮りまして、そのときに9月の定例議会のときに改正の方向ということになってあった案件です。中身的には、そちらの会議規則も委員会規則も同様でございますが、議会における欠席の届け出での取り扱いに関しまして、社会情勢などを勘案し出席の場合の欠席の届け出について新たに規定されたものであります。それが、うちの場合は委員会規則のほうに欠席の届け出の一応規定がございますので、会議規則、委員会規則、改正のという形になるかと思います。

3枚目でございます。3枚目の運営基準の一部改正ということでございます。こちらにつきましては、26年に実施要綱のほうを改正させていただきまして、そのときに同時に運営基準のほうも実は改正しております。そのときに、その実施要綱と運営基準の部分で整合性が、今アンダーラインになっているところでございますが、今地区のコミュニティセンターのほうで閲覧には供しておりません。実態はそういうことになっておりますので、結果的には実施要綱のほうの文言で運営基準のほうも統一する形の改正でございます。これは本来26年のときに整合性をとって直しておけばよかったんですが、今回になってしまったということでございます。

○議長（吉田眞悦君） 今の運営基準は、全協でこの場で皆さんが確認すればそれで終わり。ただ、条例、規則、今回は規則だけれどもこれは議会で議決を伴うものですから、これはきのうの議運の中で議運の委員長が議案として提案するということにさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。最終日ね。

○議会事務局長（吉田 泉君） そうですね、最終日で議発で第8号、第9号という形で上程させていただく形になっております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では次に、議会報告会が10月下旬に開催される予定になっております。それに伴いまして、最終的な資料の確認とか班会議を事前に開催することになるかと思いますが、その日程でございますが、10月の15日木曜日になりますが9時半から議会報告会の最終の直前となるかと思いますが、このときに資料等の配付とか、あと説明関係ですね、10月15日の木曜日9時半に開催したいと思いますので、この日は予定を入れないであけておいていただければと思います。（「全員だからね」の声あり）はい、全員になります。

あと、これからのスケジュール関係なんですが、既にお渡ししておりますスケジュールと大きく変わるところは今のところないんですが、いつも10月の下旬に大崎広域で議員の交流会をやっていたと思うんですが、今現在まだ日程が固まっておりませんで、ちょっと電話で確認したところでは予定として11月上旬になるかもしれないということは言われました。ここはあと数日中に日程は固まるということでしたので、まだはっきりわかりません。講師の先生の関

係とか何かいろいろあるようですので、ただ予定として11月上旬になりそうだという情報はありましたので、それをちょっとお知らせさせていただきました。

あとはちょっと細かくなりますが、前に自治六法28年度版が出ましたということでお知らせさせていただいたところですが、今現在お一人注文いただいております。もしほかに一緒に注文したいということがありますれば、事務局のほうにできれば連絡のほうをお願いしたいということです。（「いつまで」の声あり）もうできれば、もう前にこれ振っていたやつですので、できればきょういただければ。（「きょうじゅうにね」の声あり）別にきょうを過ぎても、その都度注文は入っていますから。（「その都度できるんだ」の声あり）（「とりあえず今回まとめて注文するのがきょうまでという」の声あり）基本的に送料は、たしかかからないかと思います。かからないような形になっているかと思いますので。福田議員お一人と。きょうで終わりだってわけではないです。とりあえず今3人ということで。

あと、さきに議会の初日に10月1日の県北議長会の一応出席確認ということでしておりましたが、本日全員協議会ということでしたので、きょう現在でもし10月1日御都合が悪い方、もしいらっしゃれば。前に議会の初日に10月1日が県北議長会の色麻であるんですが、そちらの出欠の確認ということで議会の初日までということにしていたんですが。基本的には全員。

- 議長（吉田眞悦君） もちろん全員なんだけれども、もう特別な理由があってもという方は。
- 事務局長（吉田 泉君） どうしてもという方があれば、議会の初日までということに前にさせてもらったんですが。ちょっときょうは全員協議会だったものですから。（「いいですよ」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） じゃあいいですね。（「はい」の声あり）全員ということで。よろしくお願いします。10月1日色麻。
- 事務局長（吉田 泉君） あと、本日通告書のほうはお渡しさせていただきますので、一般質問の。きょう一式。順番です。お渡しします。
- 議長（吉田眞悦君） では、敬老式のことは19日それぞれの、ことは19です。それで、毎年のとおり私以外副議長、委員長さん、副委員長さん方でそれぞれ7会場ありますので、代表で行っていただくということで割り振りをいたしましたので、今申し上げますから。

まず、小牛田会場、幼稚園だっけかことし（「幼稚園になっていました」の声あり）これが教育民生常任委員会の副委員長さんの山岸さん。不動堂、平吹俊雄副議長。あと北浦、これは議会運営委員長の大橋さんに行ってください。あと、彫駒大口、これは教育民生の委員長

の福田さん。あと中埜、総務産建の副委員長の佐野さん。そして青生、総務産建委員長の我妻さん。そしてことし南郷がメイン会場なので、南郷には私が行くという。そしてあと、それ以外の議員さん方についてはそれぞれ自分の持ち分の会場に行って参加をお願いしたいということとでありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

- 7 番（大橋昭太郎君） 議会報告会の関係で各常任委員会の報告の部分というのは、常任委員会で調整しなきゃないんでないですか。班会議にだけでいいのかな。
- 議長（吉田眞悦君） その件については、座長からですか、特別委員長からかな。座長から。ただいまの件。
- 8 番（我妻 薫君） 議会報告会の常任委員会からの報告は、9 月中に報告して出していただきたいということでよろしくお願いします。
- 議長（吉田眞悦君） それぞれの常任委員会だね。9 月いっぱいということでお願いいたします。
- 事務局長（吉田 泉君） 31 日ですね、月曜日 8 月 31 日になりますが、地方創生セミナーのほうでございます。きょうは県議長のほうからメールがまいりまして、当日質疑の時間がありますということで積極的な発言を御協力いただけますようにということでメールがまいりましたので、31 日。質疑の時間もありますということでしたので、そのようにメールが来ていましたので。
- 議長（吉田眞悦君） それね、前にお話して議長に一任ということで人選を 3 人ということだったので、それで前原議員、佐野議員、あと鈴木宏通議員の 3 人、若手 3 人に仙台のほうに行っていていただくということにいたしましたので、済みません報告がおくれました。31 日。

あともう一つ、今中流堰の関係で前にも、数年前にあったのですが、あそこの今規制かけて特別に通らせてもらっている状況、あれを何とか常時開放して、大型車は無理なんですけれども、ということで期成同盟会。議員たちのまず最初にやっていきましょうということで、それぞれの大崎市、それとあと美里、そして涌谷ということで関連する 3 市町の中で今ちょっと立ち上げを、まだ総会まではいっていないんですが。そしてその中で、美里からは私と副議長とあと所管の委員長、我妻委員長、あと赤坂さんということで行っていただいていた。それも赤坂さんが今度いなくなったということで、それで今度その赤坂さんのかわりに一番お膝元で一番わかる方で、藤田さんをお願いしようかなというふうに思っていたので、これまだ任意の団体です。今度藤田さんにまず 4 人の中に入っていていただくことにしたいと思いますので、それも御了解願いたいと思います。よろしくお願いいたします。（「今のやつち

よっと聞いていい」の声あり)はい。(「あそこは今道路になっているの、それとも構築物」の声あり)いや、あそこはあくまで管理橋だから基本は。あそこの構築物の管理橋なんだけれども。(「だから道路になっていないんでしょう」の声あり)(「なっています」の声あり)道路してはあれだけど(「道路としては正式に認めてるわけではない。ただ通らせていただいていると」の声あり)(「道路としては使えるけども、道路としてはあれじゃないですね、今はね」の声あり)(「通常の道路にはなっていないと」の声あり)(「構築物、わかりました」の声あり)だから事故なんか起きるとちょっと面倒なんです。1回あったようですけども。

ちょっと私のほうからは以上でございます。何か皆さんからありますか。(「ありません」の声あり)なければ、以上ということで副議長。

○副議長(平吹俊雄君) 午前午後、大変お疲れさまでございました。

本来なら今時分ですと残暑が厳しいということでございますが、ここ1週間、10日ですか、なんか秋が一段と深まってきたということでございますが、なおさら残暑が短いということです。そういう中で、田んぼのほうも大分黄色化してきまして収穫が間近になっております。ことしは15日ごろから刈り取りに入るだろうということで、そういうことで米の概算金これもひとつ心配なところでございますが、町内での15日ですか概算金が決まるということで、金額につきましてはまだ不透明でございますが、転作率が全国でできたということで、飼料米が大分作付されたという原因もありまして若干上がるのではないかというような、そういう農協の幹部の話でございました。そういうことで、実りの秋ということで皆さん体調を十二分に留意しながら、1日からの定例会に出席していただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

御苦労さまでした。

午後3時05分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 7 年 8 月 2 8 日

美里町議会議長